



TOKUSHIMA GUARANTEE

DISCLOSURE 2025

徳島県信用保証協会の現況

 徳島県信用保証協会

～中小企業を応援する地域密着型「総合支援機関」として～

CONTENTS

●ごあいさつ	1
●協会の概要	2
●信用保証協会のしくみ	4
●信用保証の概要	6
●第7次中期事業計画（令和6年度～令和8年度）	11
●令和7年度経営計画	12
●令和7年度の重点取り組み事項	15
●令和6年度事業概況	21
●当協会の主な取り組み	29
●コンプライアンス	44
●個人情報保護	46
●役員構成	48
●機構組織図	49
●事務お問い合わせ・業務担当区域	50
〈資料編〉	
●信用保証実績	52

ごあいさつ



会長 黒下 耕司

平素は当協会の業務運営につきまして、格別のご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、令和6年度の事業実績並びに令和7年度の経営計画等に関する報告書として、「DISCLOSURE 2025」を作成いたしました。是非ご高覧賜り、当協会の取組みや信用保証制度に対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

さて、コロナ禍からの回復が加速するなか、持続的な賃上げと価格転嫁、人手不足や物価高騰等により、本県の中小企業・小規模事業者の皆様が直面する課題は複雑化し、事業環境は一層厳しさを増している状況にあります。

加えて、米国の強硬な通商政策等により、世界的な経済の不確実性が高まり、日本経済及び地域経済に大きな影を落としつつあります。

こうした中、当協会においては、金融機関及び関係機関の皆様との緊密な連携のもと、中小企業・小規模事業者と伴走する「総合支援機関」として、各種政策保証を活用しながら迅速かつ的確な対応を心掛け、積極的な「金融支援」、「経営支援」及び「創業支援」に取り組んでまいりました。

今後も、フロントオフィス部門の連携を不断に強化し、一気通貫型の伴走支援に一層の磨きをかけるとともに、現場主義の徹底により、コロナ禍の影響に苦しむ事業者をはじめ、経営課題に直面する事業者に寄り添った事業者ファーストの支援に努め、「頼りになる保証協会」として、本県経済の成長発展に役職員一丸となって貢献して参ります。

皆様方には、今後とも、徳島県信用保証協会に対するご支援・ご協力を賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

令和7年9月

徳島県信用保証協会

■ 協会の概要

(令和7年3月31日現在)

●プロフィール

名 称	徳島県信用保証協会
人 格	信用保証協会法に基づく法人
主 務 大 臣	内閣総理大臣・経済産業大臣
主 務 官 庁	金融庁・経済産業省（中小企業庁）
所 在 地	徳島県徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館<KIZUNAプラザ>
設 立	昭和24年12月5日
代 表 者 名	黒下 耕司
役 職 員 数	常勤理事 4名（非常勤 14名） 常勤監事 1名（非常勤 2名） 職員 54名（嘱託、臨時職員含む）
基 本 財 産	165億円
保 証 債 務 残 高	2,363億円
保証利用企業者数	10,248企業

●沿 革

昭和24年11月18日	財団法人徳島県信用保証協会設立認可
同 年12月 1日	業務開始（徳島市富田浜1丁目）
同 年12月 5日	財団法人徳島県信用保証協会設立登記
昭和28年 8月10日	信用保証協会法公布施行
昭和29年 6月 5日	信用保証協会法に基づく組織変更認可
同 年 6月14日	特殊法人への組織変更登記完了
昭和34年11月 3日	事務所を移転（徳島市西船場町3丁目）
昭和38年 3月23日	徳島経済センタービル2階に事務所を移転（徳島市西新町2丁目）
平成 2年 8月 7日	基幹業務のオンライン稼働
同 年10月31日	保証債務残高1,000億円達成
平成11年 2月15日	保証債務残高2,000億円達成
平成13年 1月25日	信用保証協会の共同出資により保証協会債権回収㈱設立
平成20年 2月12日	共同システム稼働
平成24年 5月 7日	徳島経済産業会館新築に伴い、事務所移転（徳島市南末広町5番）



事務所建物外観

●基本理念

信用保証協会は、

- ①事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、
- ②公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、
- ③相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、
- ④もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

●基本運営方針

社会経済活動の正常化が進む一方で、物価高騰、人手不足、人件費高騰などの経営環境の変化を受け、厳しい経営環境に置かれている中小企業者の事業の継続と発展を支えるため、中小企業者と伴走する総合支援機関として、金融支援をはじめ創業支援、経営支援を展開します。

●シンボルマーク

信用の「S」と「鳴門の渦潮」をデザイン化したもので、自然豊かな徳島県をイメージし、ブルーは藍染めの「藍色」と渦潮の「青色」を基調としております。



TOKUSHIMA GUARANTEE
徳島県信用保証協会

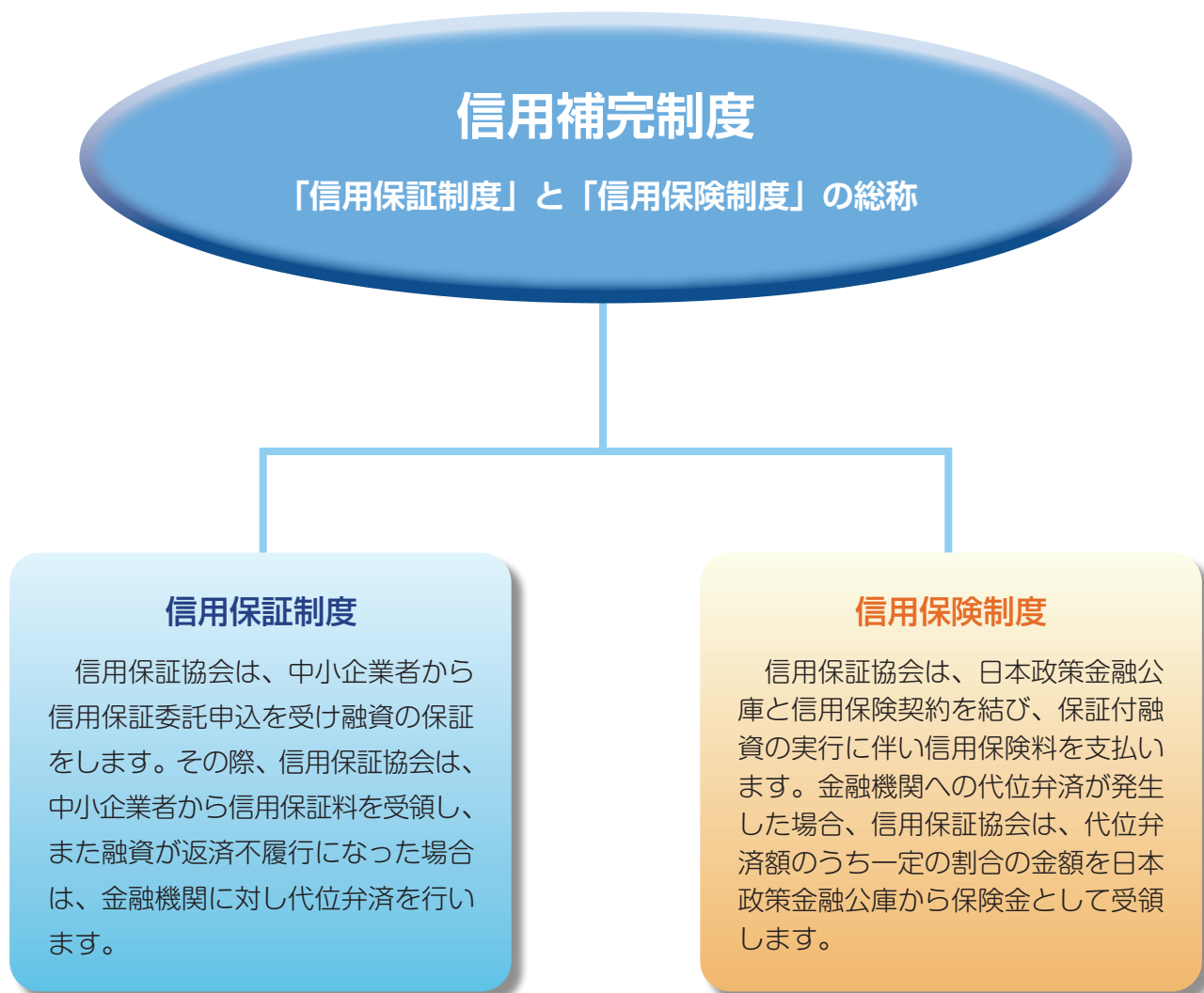
■ 信用保証協会のしくみ

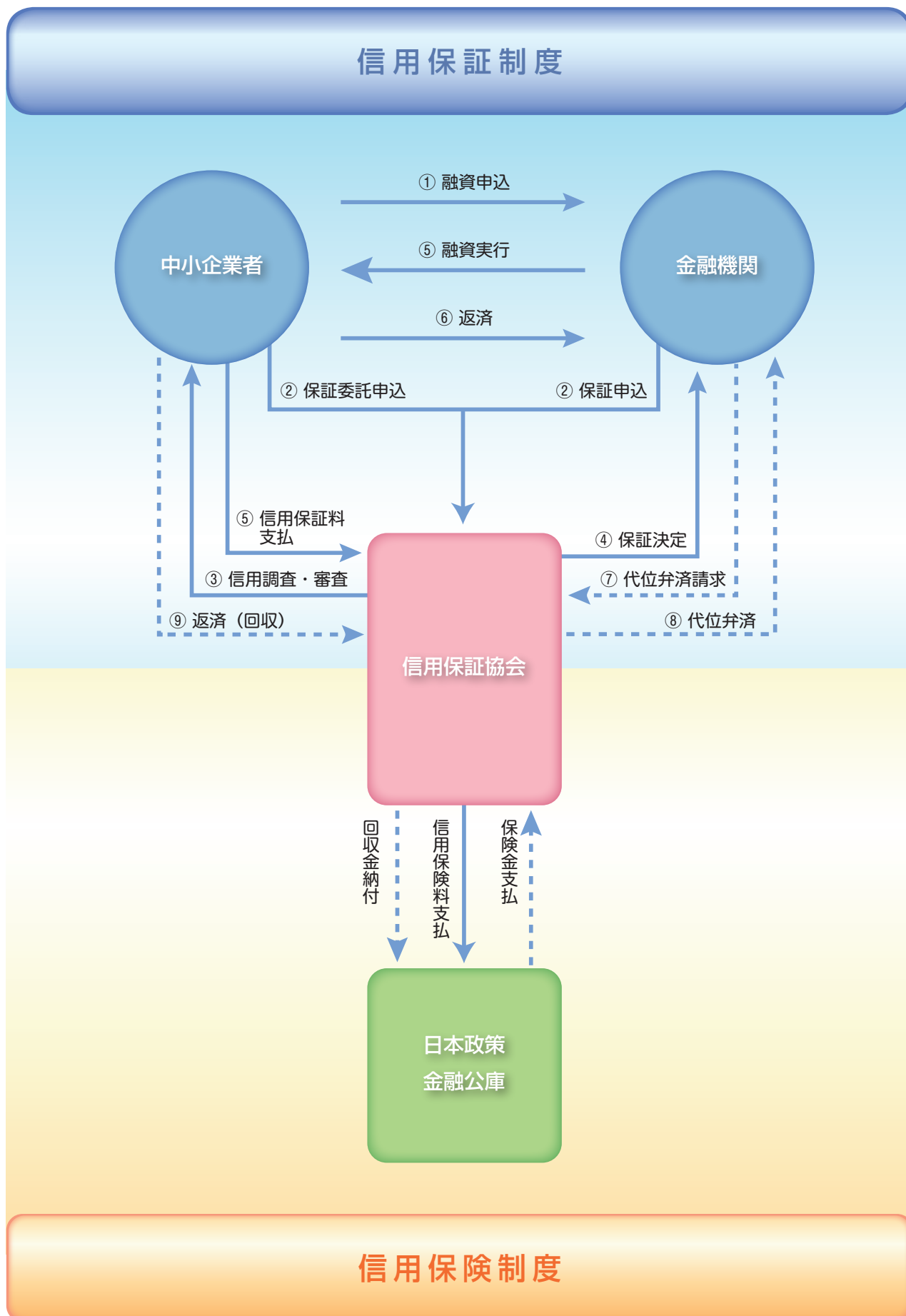
●信用補完制度について

中小企業の皆さまが金融機関から事業資金の融資を受けるとき、あるいは資本市場からの事業資金調達を目的として私募債を発行するとき、保証協会が公的な保証人となることにより、中小企業者の金融を円滑にする制度が「信用保証制度」です。

この制度をより強固なものとするために「信用保険制度」があります。信用保険制度は保証債務の履行（代位弁済）に伴う保証協会のリスクを国が出資する日本政策金融公庫の保険によってカバーする制度です。

「信用補完制度」とは、このような「信用保証制度」と「信用保険制度」の有機的な結びつきを総称したもので、円滑な中小企業金融に貢献しています。





■ 信用保証の概要

●ご利用いただけるお客さま

(1) 所在地、業歴

徳島県内において事業を営んでいる中小企業・小規模事業者で、次の方が対象になります。

- ・ 個人事業主の場合 住居または事業所のいずれかが県内にある方
- ・ 法人の場合 県内に本店または事業所を有する方

※営業年数に関わらず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば保証対象となります。

ただし、制度要綱等で業歴の定めがある場合には、その定めによります。

(2) 企業規模

資本金または常時使用する従業員数のいずれかが、次の条件を満たしていれば対象となります。

業 種	資 本 金	常時使用する従業員数
製 造 業 等 (運送業、建設業、不動産業を含む)	3 億円以下	300人以下
卸 売 業	1 億円以下	100人以下
小 売 業 (飲食業含む)	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

以下の政令特例業種については規模要件が異なりますのでご注意ください。

業 種	資 本 金	常時使用する従業員数
ゴ ム 製 品 製 造 業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3 億円以下	900人以下
ソ フ ト ウ ェ ア 業	3 億円以下	300人以下
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	3 億円以下	300人以下
旅 行 業	3 億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

※製造業等の「等」とは卸売業、小売業、およびサービス業以外の業種をいいます。

※生計を一にしている家族従業員、会社役員は「従業員」に含まれません。

臨時雇用者であっても、実質的には長期継続的な雇用関係にある場合は「常時使用する従業員」となります。

※許認可や届出を必要とする業種を営んでいる場合は、当該業種に係る許認可等を受けていることが必要です。

※組合は、当該組合が保証対象事業を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいれば対象となります。

※特定非営利活動法人（NPO法人）には、資本金の概念が無く、従業員数のみで判断します。

●保証の内容

(1) 保証限度額

個 人 ・ 法 人	2 億8,000万円
組 合	4 億8,000万円

※国の施策による特別保証制度は、上記とは別枠で制度ごとに限度額が定められている場合があります。
 ※地公体制度の保証については、それぞれの制度要綱等に定められている限度額となります。
 ※他の信用保証協会を利用されている方は、合算した額が限度額以内であることが必要です。

(2) 資金使途

事業経営上必要な「運転資金」および「設備資金」に限られます。

(3) 保証期間

運 転 資 金	15年以内
設 備 資 金	20年以内

※地公体制度及び協会制度で、独自に期間を定めているものについては、各々の制度で定めている期間によります。

(4) 連帯保証人

個 人	原則として徴求しない
法 人	必要となる場合がある

※実質的な代表者や事業承継予定者等、特別な事情がある場合は保証参加していただく場合があります。
 ※「金融機関連携型」、「財務要件型」及び「担保充足型」の3種類に該当する場合に加え、「事業者選択型経営者保証非提供制度」を利用する場合等で、法人における経営者保証を不要とすることができます。

(5) 担 保

必要に応じて担保を提供していただきます。

担保物件は、原則として不動産（土地・建物）、有価証券及び流動資産（売掛債権・棚卸資産）です。

●保証をご利用いただけない方

- ・農林漁業、学校・宗教法人等の保証対象外業種に加え、当協会が支援するのは難しいと判断した業態
- ・事業に必要な許認可を受けていない場合
- ・協会の保証付融資について、延滞等の債務不履行がある場合
- ・当協会または他の信用保証協会に代位弁済を受け、求償債務が残っている場合、またその関係人である場合（求償権消滅保証、譲受債権消滅保証、再挑戦支援保証対象を除く）
- ・手形、小切手について不渡りがある場合及び銀行取引停止処分（第1回不渡発生後6か月以内を含む）を受けている場合、または電子記録債権の警告期間中の場合
- ・破産、民事再生、会社更生等の法的整理手続中（申立中）の場合（事業再生保証対象を除く）
- ・税金、社会保険料等を滞納している場合
- ・粉飾決算や融通手形操作を行っている場合

- ・休眠会社
- ・保証申込について、金融あっせん屋等の第三者の介在が判明した場合
- ・暴力的不法行為者等、反社会的勢力及び反社会的勢力の共生者が介在していると保証協会が判断した場合
- ・その他、保証を利用できないと認められる場合

●責任共有制度

保証協会の保証付融資について、保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とした制度で、平成19年10月に導入されました。

(1) 責任共有制度の概要

責任共有制度には「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関の取扱いは、そのいずれかになります。金融機関の負担割合はいずれの方式においても同等です。

※なお、中小企業特定社債保証制度、流動資産担保融資保証制度等、一部の保証制度は、金融機関の選択方式に係わらず部分保証となっています。

部分保証方式

借入金額の80%（一部保証を除く）を信用保証協会が保証します。

負担金方式

保証時点では100%保証となりますが、代位弁済状況に応じて、金融機関は事後的に信用保証協会に対し負担金を支払うことによって部分保証と同等の負担が生じることになります。

部分保証方式

【保証時点】

80% 保証部分	20% 非保証部分
-------------	--------------

【代位弁済時】

80% 信用保証協会からの代位弁済額	20% プロパー分
-----------------------	--------------

80%部分については、信用保証協会が代位弁済を行うこととなりますが、残りの20%については、金融機関の負担となります。

負担金方式

【保証時点】

100% 保証部分

【代位弁済時】

100% 信用保証協会からの代位弁済額	20% 負担金
------------------------	------------

信用保証協会が100%の代位弁済を行うこととなりますが、金融機関は事後約20%の負担金の支払いを要します。

(2) 責任共有制度の対象となる保証

一部の保証を除き、原則として全ての保証が責任共有制度の対象となります。
責任共有制度の対象外となる主な保証は次のとおりです。

【対象外となる主な保証】

- ・ 経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号～4号、6号
- ・ 災害関係保証
- ・ 創業関連保証（再挑戦支援保証、スタートアップ創出促進保証制度を含む）
- ・ 特別小口保険にかかる保証
- ・ 事業再生保証
- ・ 小口零細企業保証
- ・ 求償権消滅保証
- ・ 中堅企業特別保証
- ・ 東日本大震災復興緊急保証
- ・ 事業再生計画実施関連保証（注1）
- ・ 危機関連保証
- ・ 事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）（注2）

（注1）責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付き既借借入金を同額以内で借り換える場合に限りします。

（注2）責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付き既借借入金、または経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号（新型コロナウイルス感染症に係る危機関連保証の指定期間内に保証申込から融資実行までされたものに限る。）を同額以内で借り換える場合に限りします。

●信用保証料

(1) 信用保証料

信用保証料は、金利・手数料とは性格の異なるものであり、信用保証協会が中小企業者等の委託に基づいて保証を行う対価としてお支払いいただく信用保証制度独自のもので、日本政策金融公庫に支払われる信用保険料、代位弁済に伴う損失の補てん、その他制度運営上必要な費用に充当されています。

信用保証料は、保証協会の委託により取扱金融機関が徴収し、その都度協会に送金していただくことになっております。保証料の計算式は、保証書とセットになっている「信用保証料送金のご依頼」に記載しています。

なお、信用保証料以外の調査料・相談料・用紙代などは、一切いただきません。

(2) 信用保証料率

信用保証料率は、中小企業・小規模事業者の方の財務内容に応じて、原則として次頁表のとおり9段階に区分された保証料率から決定することとなっています。

なお、平成19年10月1日に導入された責任共有制度により、責任共有制度対象と対象外では保証料率が区別されています。

【保証料率区分】

(単位:年率%)

料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※料率区分は、保証申込日の直近の決算における決算書（貸借対照表及び損益計算書）をもとに、CRD（中小企業信用リスク情報データベース）により判定されます。

※特殊保証とは、「手形割引根保証」、「電子記録債権割引根保証」、「当座貸越根保証」及び「事業者カードローン当座貸越根保証」を指します。

上記財務要因の評価に加え、一定の定性要因（非財務要因）も加味して料率を決定します。

【定性要因による割引】

以下に該当される場合は、信用保証料を0.1%割引します。

○有担保割引

有担保保証（物的担保を提供いただける保証）を利用する場合
(ただし、制度によっては割引の適用ができないものもあります)

○会計参与設置会社に対する割引

保証申込時、会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類の提出をした中小企業者
(ただし、制度によっては割引の適用ができないものもあります)

【定性要因による割増】

事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、条件により0.25%又は0.45%を割増します。

(3) 信用保証料の基本計算式

○一括返済の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{12\text{か月 (365日)}}$$

○均等分割返済の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{12\text{か月 (365日)}} \times \text{均等分割係数}$$



分割返済回数	均等分割係数
2 回以上 6 回以下	0.70
7 回以上 12 回以下	0.65
13 回以上 24 回以下	0.60
25 回以上	0.55

第7次中期事業計画（令和6年度～令和8年度）

1. 業務運営方針

国や地方公共団体の施策に呼応し、新型コロナウイルス感染症の長期化や物価高騰、人手不足等により厳しい経営環境に置かれている中小企業者の事業の継続と発展を支えるため、関係機関と連携しながら、中小企業に寄り添った金融支援と経営支援の強化をより一層推進するとともに、今後とも経営支援の内容・手法を充実させるために、実態に即した効果検証を行い、次年度以降の行動計画に落とし込み、そのパフォーマンスを上げていきます。

さらに、ICTを活用したデジタル化の推進により、業務の効率化や利便性の向上を図るとともに、コンプライアンス及び危機管理の体制強化により、強固な経営基盤の構築に努めます。

このため、令和6年度から令和8年度までの3か年における業務運営上の基本方針として、次の事項に取り組みます。

（1）中小企業の経営改善・生産性向上に向けた取り組みの推進

中小企業の実情に即した安定的な資金調達を支援するとともに、中小企業者との対話を通じて事業者が抱える経営課題の実態把握に努め、金融機関や関係支援機関と連携しながら、きめ細やかな支援に努めます。

（2）中小企業の経営支援・事業再生の促進に関する取り組みの推進

中小企業者が多くの選択肢の中から事業再構築に取り組めるよう、経営環境が悪化する早期の段階から促す一方、国が令和5年8月に策定した「挑戦する中小企業応援パッケージ」に基づき、挑戦意欲のある事業者の経営改善支援や事業再生支援に努めます。

（3）地方創生への取り組みの推進

地域に密着した公的機関として、地方公共団体、大学、金融機関及び関係支援機関等との連携・協力を進めながら、地域での移住創業、事業承継を含めた創業機運の醸成に努めるとともに、中小企業者の商取引拡大に向けた販路開拓支援等の活動を通じ、地方創生に一層の貢献を果たすための取り組みを進めます。

（4）回収の効率化と事業再生等の取り組みの推進

第三者保証人や不動産担保に依存しない保証の浸透により、回収資源の乏しい求償権の増加が見込まれる中、求償権の回収に当たっては、早期回収に努めるとともに、事業者の経営改善や事業再生、さらには再チャレンジに向けた支援に努めます。

（5）ガバナンス、コンプライアンス態勢及び危機管理体制の強化への取組み

公的機関として、ガバナンスの強化とコンプライアンス意識の浸透を図るとともに、南海トラフ地震などの大規模災害や感染症のパンデミックなど、様々な危機事象に対応できる組織力の強化に努めます。

また、保証協会の機能や各種取り組み状況について広く情報発信するなど、認知度向上に努めます。

（6）協会業務の円滑化・効率化に向けた取り組み

コロナ禍で顕在化した非対面かつ迅速な手続きの重要性や金融機関におけるデジタル化の進展等も踏まえ、事業者目線に立ち利用者本位の保証制度の確立に向け、事務手続きのデジタル化など業務の効率化に努めます。

2. 事業計画

令和6年度から令和8年度までの保証承諾等の主要業務数値（計画）は、以下の通りです。

（単位：百万円）

項目 \ 年度	令和6年度			令和7年度		令和8年度	
	金額	対前年度 計画比	対前年度 見込実績比	金額	対前年度 計画比	金額	対前年度 計画比
保証承諾	50,000	94.3%	50.0%	55,000	110.0%	60,000	109.1%
保証債務残高	218,000	94.8%	91.6%	203,000	93.1%	188,000	92.6%
代位弁済	3,000	120.0%	175.4%	3,000	100.0%	3,000	100.0%
実際回収	400	100.0%	84.2%	400	100.0%	400	100.0%

令和7年度経営計画

●業務運営方針

国や地方公共団体の施策に呼応し、物価高騰、人手不足、人件費高騰などの経営環境の変化を受け厳しい経営環境に置かれている中小企業者の事業の継続と発展を支えるため、地域経済の成長や雇用の拡大など地域貢献の観点から、中小企業者と伴走する総合支援機関として金融支援をはじめ創業支援、経営支援を展開します。

金融支援においては、中小企業者の資金繰り支援はもとより、事業の成長や生産性向上、省力化投資による新たな事業展開に対し、金融機関及び関係支援機関と連携して実効性ある支援に努めます。

さらに、中小企業者の抱える課題を早い段階で把握・共有し、「中小企業活性化協議会」の早期経営改善計画策定支援、再生計画策定支援事業等の活用による経営改善・事業再生・再チャレンジ支援や、「事業承継・引継ぎ支援センター」との連携によりM & Aを含む事業承継支援について積極的に取り組みます。

また、スタートアップの創業や経営者による思い切った事業展開を阻害する可能性がある経営者保証について、「経営者保証改革プログラム」に基づく取組みの一層の浸透・推進を図るとともに、金融機関との連携により、中小企業者のニーズに応じて「事業者選択型経営者保証非提供制度」を積極的に活用します。

その他の間接部門においては、継続してコンプライアンス意識の浸透、危機管理態勢の強化、デジタル技術活用による業務の効率化、人材育成に努め、持続可能な信用補完制度の確立に向けた強固な経営基盤の構築を図ります。

●重点課題

(1) 保証部門

① 経営課題解決支援

企業訪問・経営者面談等による現場主義の徹底により、中小企業者との対話を通じて企業が抱える経営課題の実態把握に努め、事業のフェーズに応じた最適なソリューションの提案により、生産性向上や経営改善支援に努めます。

② 小規模事業者に対する積極的な支援

経営者層の高齢化や後継者難、また人手不足など、様々な課題を抱えている小規模事業者の持続的発展を支えるため、資金繰りの円滑化を図るとともに、事業承継支援や飲食業者を始めとする小規模事業者へのDX支援など、きめ細やかな支援に努めます。

③ 金融機関等との連携強化

定期的な金融機関との意見交換により中小企業者支援に係る認識共有を図り、保証協会付き借り入れをメインとして資金調達を行っている中小企業者への帯同訪問の実施や小規模事業者向け合同相談会の開催などによる経営支援、プロパー融資との協調融資による適切なりリスク分担を行った上での金融支援に努めます。

④ 政策保証等の積極的な活用

企業のライフステージに応じて、国や地方公共団体の政策に則った保証制度を推進するほか、経営者保証に依存しない融資慣行の確立や金融機関のプロパー融資との協調支援により事業者の経営の安定・事業の発展に努めます。

⑤ 事業者の持続的な成長支援

前向きな事業展開やDX・GXへの対応など、生産性向上やM & Aによる事業者の成長に要する資金需要には積極的に応えるとともに、業歴の浅い事業者、小規模事業者への成長支援には、丁寧かつ親身の実態に応じて柔軟に対応します。

(2) 地方創生部門

① 創業機運の醸成

創業希望者や移住者に向けてセミナーやイベントを通じて創業を働きかけるほか、連携協定を結んでいる

県内の大学での授業を通じて学生の創業マインドを喚起するなど、創業の裾野拡大を図ります。

② 創業のフェーズに応じた支援体制

創業前相談において創業計画づくりをサポートするとともに、保証による金融支援をはじめ、創業後のフォローアップ期間を3年から5年に延長し、加えて保証協会OB職員を活用した専門家派遣やよろず支援拠点との連携を絡めたフォローアップまでの一貫支援体制を強化します。

③ 政策保証を利用した創業資金の調達支援

「経営者保証改革プログラム」の趣旨を踏まえ、法人化のタイミングで「スタートアップ創出促進保証」の利用を促進し、経営者保証に依存しない融資慣行確立に着実に取り組みます。

④ 関係機関との連携

地域の創業者を地域が一体で支援するとの観点から、引き続き金融機関、行政、商工・経済団体、大学、企業など、シナジー効果が見込めるあらゆる機関との密な連携に加え、様々な創業者グループとつながりを持つ創業アンバサダーの知見を活用して創業支援に努めます。

⑤ 情報発信の強化

創業関連の情報や地方創生の取り組みについて、ホームページ、公式LINE、Youtube、各種メディアへのニュースリリースに加え、地方創生部門専用のランディングページとグーグルビジネスプロフィールの新設を通じて積極的に情報発信し、創業支援の認知度とプレゼンスを高めます。

⑥ 事業承継支援

事業承継・引継ぎ支援センターとしっかり連携し、事業譲渡者と創業者のマッチング機会を創り出すほか、金融機関と連携し、高齢・小規模零細事業者の承継ニーズの確認とフロントオフィス全体への情報共有に努めます。

(3) 期中管理・経営支援部門

① 各種施策の活用・関係機関との連携強化

経営支援目線での金融機関との連携強化により、企業の情報共有を密に行い、業況悪化の兆候が見られる中小企業者に対し、効果的な各種施策の提案を行うなどプッシュ型の経営支援に努めます。また、「中小企業活性化協議会」「事業承継・引継ぎ支援センター」「よろず支援拠点」等の機能を有効に活用することにより、事業再生を支援していきます。

② 経営支援体制の強化

経営支援が必要な中小企業者に対し、個々の状況に応じて、「経営サポート会議」の開催や「経営支援強化促進補助金事業」による専門家派遣を活用するとともに、抜本的な再生支援が必要と判断される中小企業者に対しては、中小企業活性化協議会等の各種支援スキームを活用した最適な再生計画の策定と計画内容の実現について能動的に役割を担います。また、延滞先や事故先についても金融機関及び協会フロントオフィス部門全体で連携を図りながら、きめ細やかな期中支援に努めます。

③ 再チャレンジ支援の活用

事業再生が極めて困難な中小企業者においては、経営者（保証人）等の再チャレンジへと繋がるよう、中小企業活性化協議会やREVICによる「再チャレンジ支援」スキームを活用して廃業支援に努めます。

④ 「とくしま中小企業支援ネットワーク」の活用

ネットワークのハブ機能を活かして、中小企業者の経営改善、事業再生、創業支援、事業承継等に向けて各構成機関と連携を強化し、有益な情報の発信に努めます。

⑤ 経営支援の効果検証

経営支援を実施した中小企業者に対し、経営支援前と2期経過後の「売上増加率」「営業利益増加率」「CRD財務点数向上」の3指標について比較検証を行い、各指標について改善された中小企業者が40%以上となることを目指します。

(4) 回収部門

① 回収の早期着手

新規求償権については、引き続き期中支援部門との連携やコミュニケーションを密にして、関係人や担保物件の現状把握を早期に行うことにより、速やかな回収方針の決定と着手に繋がります。

② 担保物件の売却促進

任意売却可能な物件については、関係人との協議のもと期間を定めて任意売却にあたり、売却が難しい場合は速やかに法的手続きへ移行します。

③ 既存求償権の掘り起し

顧客との接点を絶やさず顧客情報のアップデートを行い、関係人の状況を考慮し現実的な解決策の提案を行います。

④ 管理回収業務の効率化

回収の見込みがない求償権については、速やかに管理事務停止とするとともに事務手続きの簡素化・効率化に努め、回収が見込める求償権に注力します。

⑤ 経営改善・事業再生・生活再建に向けた取組

事業継続先については、事業者の意欲や意向をふまえ経営支援、事業再生支援や再チャレンジ支援に努め、長期経過求償権については、一部弁済による請求停止・保証債務免除、損害金減免完済等を活用し、個々の状況に応じた親身な対応に努めます。

(5) その他間接部門

① 関係機関との連携強化

国、地方公共団体をはじめ、金融機関や支援機関、専門家の方と、これまで築いてきた連携をさらに強化し、そのネットワークを活用することにより個々の中小企業者の置かれた状況やニーズに応じた経営改善、事業再生、再チャレンジ支援に繋がります。

② 業務の効率化

デジタル技術を積極的に活用し、中小企業者や金融機関の利便性を高めるとともに、業務の効率化を推し進め、働きやすい職場環境の実現と人的資源を効果的に活用していくことにより、中小企業者への良質なサービスの提供に努めます。

③ 強固な経営基盤の構築

中小企業者の事業の発展を支える持続可能な信用補完制度の確立に向けて、ガバナンス及びコンプライアンス態勢の強化を図りながら、強固な経営基盤の構築に努めます。

④ 人材の育成

業務の効率化に向けた「ITリテラシーの向上」について意識改革を進めることに加え、事業者のニーズに即応できる人材を育成するため、他の支援機関との連携を活用した実践的研修を導入するなど、研修体制の充実を図るとともに、中小企業診断士等の資格取得を引き続き推奨していきます。

⑤ 危機事象への対応

南海トラフ地震などの大規模災害やシステム障害等、様々な危機事象への対応が求められる中、外部から講師を招いて災害対策本部立上げ訓練を実施するなど、不測の事態に直面した際に中小企業金融のセーフティネットとしての役割を果たすため、事業継続計画の実効性を高め、危機管理態勢の充実・強化を図ります。

⑥ 情報戦略の充実・強化

保証協会の認知度を高め、その存在意義を広く理解してもらうため、SNSの活用やホームページ・広報誌等の充実を図るなど、わかりやすくタイムリーな情報発信や広報活動に努めます。

●事業計画

令和7年度保証承諾等の主要業務数値（見通し）は以下の通りです。

項 目	金 額	対前年度計画比
保 証 承 諾 額	50,000百万円	100.0%
保 証 債 務 残 高	223,000百万円	102.3%
代 位 弁 済 額	3,000百万円	100.0%
回 収 額	400百万円	100.0%

令和7年度の重点取組み事項

本県の経済情勢は、コロナ禍を乗り越えて改善しつつありますが、県内の中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業者」という。）の経営環境は、物価高騰、少子化・人口減少に伴う慢性的な人手不足、経営者の高齢化・後継者不足など、依然として厳しい状況に置かれています。当協会では、厳しい経営環境にある中小企業者に対し、各種保証制度を活用した積極的な資金繰り支援とともに、個々の事業者のニーズを踏まえた経営支援・事業再生支援・再チャレンジ支援に取り組むほか、「事業者選択型経営者保証非提供制度」の活用をはじめ、経営者保証に依存しない融資慣行の浸透・定着に向けた取り組みを進めているところです。

こうしたなか、昨年6月には、「信用保証協会向けの総合的な監督指針」が改正され、中小企業者が抱える様々な経営課題の解決に向けて、保証協会が主体的に経営支援・事業再生支援の必要性を検討し、金融機関や中小企業活性化協議会等の各支援機関等と連携し支援していくことや、経営者保証に依存しない融資慣行の浸透・定着を加速させることが盛り込まれるとともに、保証協会の取り組みの状況について開示を行っていくことが求められるようになりました。

令和7年度は、信用保証協会を取り巻く環境変化に柔軟かつ適確に対応するとともに、中小企業者が抱える課題がますます多様化するなか、事業者のニーズに着実に応えられるよう、以下に掲げる3点を重点分野と位置付け、それぞれに実践取組事項を設定し、「地域密着型の総合支援機関」として中小企業者の皆様とともに「強さと柔軟性を備えた経済社会の実現」に努めます。

1. 健全で強固な経営基盤の確立

- ①柔軟で迅速な「情報の収集・分析・発信」
- ②高い機動力を備えた「現場力」の発揮
- ③シームレスな「債権管理体制」の確立
- ④実践力のある「危機管理体制」の構築
- ⑤積極的な「業務改善」による事務の円滑化・効率化

2. フレキシブルに対応できる「課題解決型組織」の構築

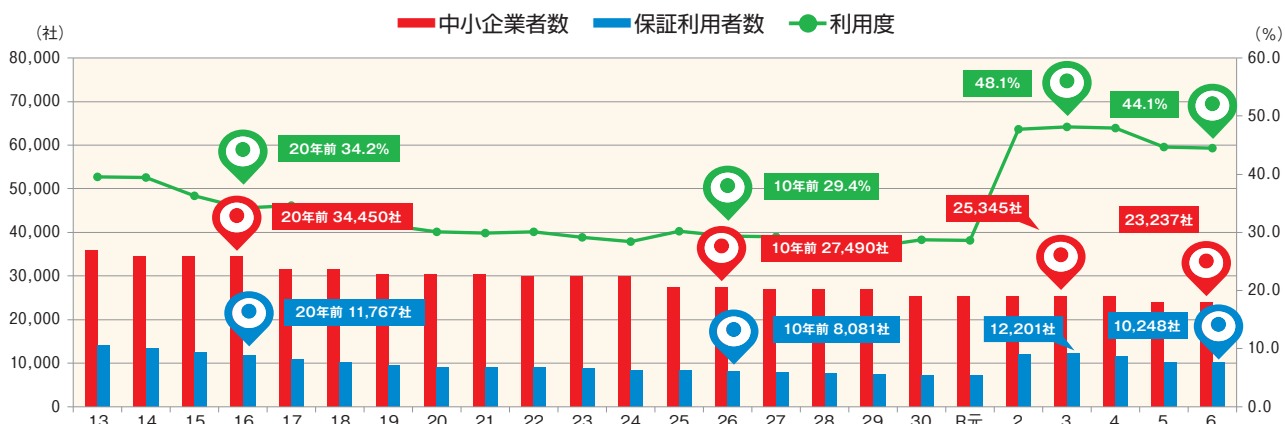
- ①環境の変化に即した伴走型の「一気通貫支援体制」の実践
- ②「女性職員」の活躍推進
- ③「自主的に成長できる職場環境」づくり

3. 「地方創生」への貢献

- ①「起業・創業支援機能」の充実・強化
- ②しなやかな「ふるさと回帰」の促進

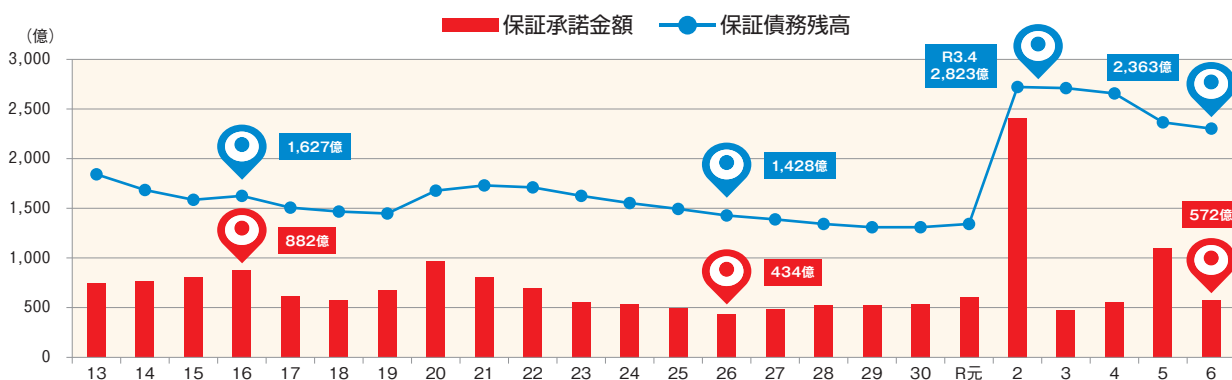
～中小企業と伴走する「総合支援機関」として～

県内中小企業者数と保証利用状況の推移



県内事業者は20年前から11,213社減少している。保証利用者数・利用率は「新型コロナウイルス感染症対応資金（ゼロゼロ融資）」等により令和3年度に12,201社・48.1%まで増加したが、同資金の償還開始により、令和5年度以降は、高水準を維持しながらも減少傾向にある。（令和6年度：10,248社・44.1%）

保証承諾額・保証債務残高の推移



令和6年6月末の伴走支援型特別保証制度の受付終了をもって、一連のコロナ関連特別保証制度が完了したことにより、令和6年度の保証承諾額は572億円（前年同月比53.1%）と大幅な減少となった。一方、ゼロゼロ融資の繰り上げ償還の一巡や、経済再生に伴う資金需要への対応により、保証債務残高は2,363億円（同97.5%）と漸減傾向にあるものの一定の水準を維持している。

当協会の課題と方向性



複雑化する経営課題に
対応する柔軟な金融支援



事業者の実情に寄り添った
経営改善、事業再生、再チャレンジ支援



支援体制の充実に向けた
不断の業務改善

人手不足・賃上げ・原材料高騰等、中小企業者の多岐にわたる経営課題に係る資金需要に柔軟に对应していくとともに、コロナ禍の影響から脱しきれていない中小企業者には、個別の実情に寄り添った経営改善、事業再生、再チャレンジ支援を実施するほか、総合支援機関としての支援体制充実に向け、不断の見直しによる強固な経営基盤の構築を図る。

保証部門

事業者が抱える課題の把握に努め、金融機関、関係機関との連携により課題解決を支援するほか、経営者保証不要の融資慣行を推進するとともに、挑戦意欲のある事業者の資金需要に積極的に応える。

創業支援

情報発信を強化しつつ創業機運の醸成を図るとともに、創業前の相談から、計画策定、金融支援、創業後のフォローアップまでワンストップ型の支援を提供し、新たな事業者の創出を通じて地域経済の活性化に貢献する。

経営支援

金融機関や支援機関との連携強化を図りつつ、経営改善に真摯に取り組む事業者との対話を通じて実態把握に努め、各事業者のフェーズに応じた効果的な支援策を積極的に講じる。

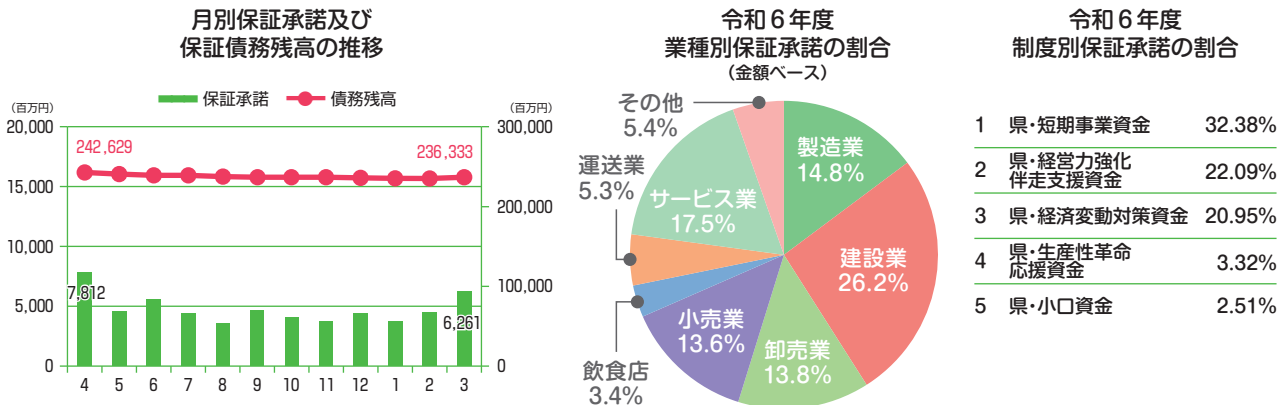
管理回収

事業継続先に対する経営改善、事業再生支援、再チャレンジ支援など、個々の状況に応じた親身な対応に努めるとともに、新規求償権の早期着手、既存求償権の掘り起しにより回収の促進を図る。

保証部門の 重点取組み事項について

○人手不足や物価高騰により県内中小企業・小規模事業者の経営環境が厳しさを増す中、地域において「頼りになる保証協会」となるべく、課題解決に向けてきめ細やかな支援に努めます。

令和6年度の実績



今年度の取組み

《中小・零細企業の持続的な成長に向けた金融支援・経営支援》

1. 企業の実情に応じたきめ細やかな支援

現場主義の徹底により、積極的な訪問・面談を通じて企業の課題を把握し、各種支援施策を活用しながら、各事業者の課題解決・持続的な成長に向けてきめ細やかな支援に努めます。

経営課題の解決を支援

- ・保証付メイン先を中心に企業訪問による実態把握及びプッシュ型支援を展開し、モニタリングの強化を図る。
- ・部署間での連携による事業承継のニーズ確認と支援を行う。

小規模事業者向け支援

金融機関と連携して、小規模事業者への帯同訪問や合同相談会を実施し、各事業者の悩みや課題を把握するほか、提供可能なソリューションの提案により金融支援のみならず効果的な本業支援を行う。

政策保証の活用

協調支援型特別保証制度や自治体制度をはじめ各種政策保証を活用し、事業者のニーズに応じたタイムリーな金融支援を行う。

2. 金融機関等との連携強化

金融機関営業店との情報交換を通じて企業の実態把握や対応策の目線合わせに努めるとともに、関係機関との連携強化に取り組み、金融機関との適切なリスクシェアを図りながら、多面的な金融支援・経営支援に努めます。

金融機関との協調支援

物価高騰や賃上げ等に伴う資金繰り支援、DX投資などの設備投資に対してプロパー協調融資による踏み込んだ与信対応を実施するほか、新設された協調支援型特別保証制度の活用など、金融機関と連携した支援を行う。

経営者保証に依存しない融資慣行の推進

金融機関との連携等により経営者保証を不要とする取扱いに加え、事業者選択型経営者保証非提供制度の可能性を検討するなど、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向け、一層の促進を行う。

関係機関との連携

外部専門家 専門家派遣事業を活用した連携支援
活性化協議会 405事業、Vアップ事業の積極的な活用
商工団体等 情報交換を通じて事業者への多面的な支援に繋げる

3. 中小企業を応援する3つのキャンペーンを展開

「適正保証推進キャンペーン」、「持続的成長応援キャンペーン」及び「保証料割引キャンペーン」を展開し、資金繰り支援をはじめ事業者の前向きな取組みや新たな挑戦を強力に支援します。

適正保証推進キャンペーン

ト ラ ス ト 小規模事業者の資金ニーズにスピーディに対応する推薦保証
ツインローン プロパー資金との協調融資
アシストローン 事業承継資金
リピート 短期継続資金
プレミアム 経営者保証不要で取り組むプロパー資金との協調融資

持続的成長応援キャンペーン

ネ オ 新規先、完済先の事業者に対する金融支援
ネ ク ス ト 創業支援卒業先に対するさらなる成長支援
チャレンジ 挑戦意欲旺盛な事業者に対する広報支援

保証料割引キャンペーン

(1) 特定社債 <SDGs推進枠> △0.2%
(2) 県 短 期 <通常枠> (新規先) //
(3) 県 短 期 <経済回復支援枠> //
(4) 県 経 済 変 動 (ネ オ) //
(5) 県 経 済 変 動 (プレミアム) △0.1%
(6) 県 生 産 性 革 命 (//) //

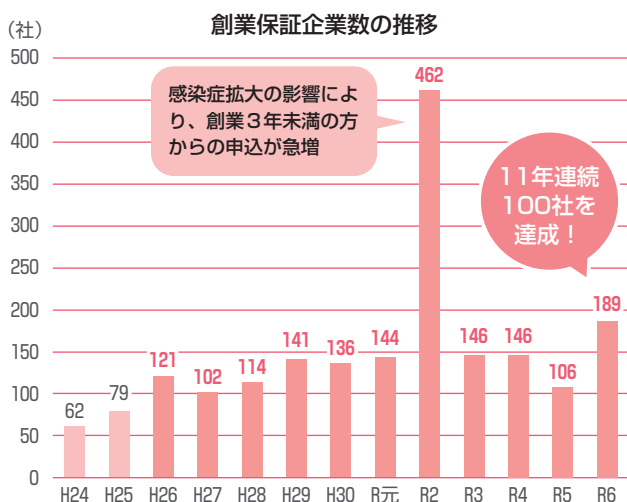
地方創生部門の 重点取り組み事項について

- 創業前相談から創業後のフォローアップまで一貫した支援体制により、創業される方を全力でサポートします。
- 創業機運を醸成し起業の心理的ハードルを下げ、新規創業を推進することで県内事業所の減少を食い止めます。
- 移住者への起業支援や創業者ネットワークの拡大に努め、「地域経済の活性化」と「地方創生」に貢献します。

令和6年度の実績と今年度の取り組み

創業するなら保証協会へ！

あなたの夢、応援します。



平成23年度に本格的に「創業支援」に取り組み始めてから、当協会がサポート（創業保証）した累計企業数は**1,988社**を突破。
年間100名を超える創業者を当協会から安定的に創出し、地域の雇用創出と経済の活性化を図ります。

1 「創業前相談窓口」「夜間・休日創業相談会」の実施

- オンライン、休日、夜間など、平日はお忙しい方や遠方の方のご相談もお受けできる柔軟な体制を準備しています。

2 創業前からのサポート

- 創業を志すお客さまに寄り添って計画作りを支援します。
- 金融機関からの「丸投げ」を推奨しています。
- 創業準備が整えば、保証利用による資金調達が可能です。
- 低利・保証料ゼロによる地公体制度融資をご提案します。

3 「スタートアップ創出促進保証」の活用

- 創業期の経営者保証を不要とする保証制度、「スタートアップ創出促進保証（SSS）」を積極的に活用します。

4 創業後の伴走フォローアップ（5年へ拡大）

- 保証後6か月及び決算期に定期モニタリングを実施します。
- YouTube動画を作成し、プロモーションを支援します。
- よろず支援と連携した経営支援に取り組みます。
- 専門家派遣及び協会OBによるアドバイスを提供します。
- 創業展示ブースを拡充し、PR活動の機会を提供します。
- 訪問に加え、オンラインを活用したフォローアップの拡充を図ります。

5 創業アンバサダーの活用

- 5名の「創業アンバサダー」がそれぞれのネットワークを活用し、当協会の創業情報を発信します。

地方創生

リモートワークやワーケーションで地方が注目される中、各種イベントや次世代起業家を育成するキャリア教育を通じ、創業機運醸成に努めます。また、金融機関、行政、商工・経済団体、大学、企業など、あらゆる機関との連携により地方創生に貢献します。

創業機運の醸成

- 提案型創業セミナー**
創業にチャレンジする事業者の気運醸成のため、創業アドバイザーと連携した当協会主催の小規模提案型創業セミナーを開催。
- 「まちごととファクトリー」**
徳島大学、徳島新聞社と連携して、地域に根差したスモールビジネスを育てる。当協会職員を講師として派遣し、ビジネスプラン作成セミナー等を開催する。
- 「とくしま帰郷メシゴトづくりセミナー」**
「徳島の魅力」や「他の地方との違い」などトークセッションを交えて徳島での起業を提案するセミナー。



各種機関との連携

- 「女性起業塾」**
徳島県が主催、花咲ねーさん企業組合が運営する、徳島県内の女性起業家を育てる「女性起業塾」に当協会も協力。創業前・創業準備段階をサポートし、県内の女性の起業・創業を後押しする。
- 県内3大学との連携**
連携協定を締結している徳島大学・四国大学・徳島文理大学で実践的な起業講座を開催し、次世代の企業マインド育成に貢献する。
- 創業塾や創業セミナーへの講師派遣**
県内市町村や商工会が開催する金融・経営から、税務・労務、プロモーションまで幅広く学ぶことができる創業セミナーに、協会職員を講師として派遣し、金融部門を中心に講義を実施。



情報発信の強化

- 地方創生部専用HPの開設**
イベントの告知や創業事例の紹介等を専用HPで掲載。
- 公式LINEアカウントの活用**
イベント情報等をタイムリーに発信するとともに、創業者専用のランディングホームページを開設し、創業者の課題解決を支援する。

事業承継

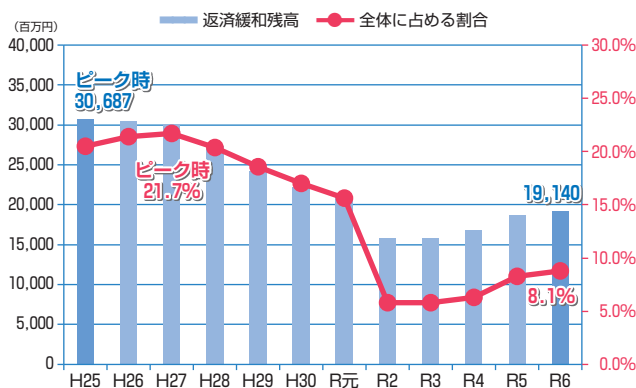
- 当協会の有するネットワークを最大限活用し、事業承継の課題を抱える事業者について情報共有を図り、廃業を検討している事業者と創業者とのマッチングなど、当協会を挙げた取組みを通じて事業承継の促進に努める。
- 「徳島県事業承継・引継ぎ支援センター」と連携し、後継者不在の企業と創業者をはじめとする譲受企業とのマッチング機会を創り出し、スムーズな事業承継の推進に努める。

経営支援部門の 重点取組み事項について

- 金融機関や支援機関との連携をさらに強固なものとし、経営改善に真摯に取り組む事業者との対話を通じて業況把握に努めるとともに、事業者のニーズに応じた支援策の展開を図ります。

令和6年度の実績

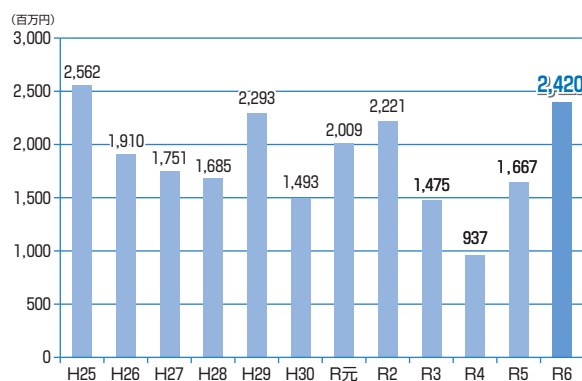
返済緩和残高の推移



原材料価格の高騰、人件費の負担増加、ゼロゼロ融資の返済開始等、厳しい経営環境が続いていることにより、返済緩和残高の割合は増加傾向。

※返済緩和残高の割合＝返済緩和残高/保証債務残高

代位弁済額の推移



厳しい経営環境の長期化により、R6年度は法的整理や事業再生による代位弁済が増加した。今年度は、物価高騰や人手不足に加え、過剰債務に苦しむ事業者の倒産が予想され、R6年度と同程度を見込む。

今年度の取組み

1. 事業者の実態把握の強化

- 経営改善意欲の高い事業者を対象として、個別のニーズに応じた伴走支援を展開
- 保証付融資の割合が高い事業者を対象として、協会主導のもと実態把握を実施し、プッシュ型支援に繋げる
- 初回リスケ時における現況把握及び各種支援施策の提案を強化し、早期対応の充実に繋げる
- 個別の事業者について、金融機関の本部等と情報共有を行うとともに、今後の支援方針について目線合わせを実施

2. 事業者のフェーズに応じた支援施策の活用

- 事業者のフェーズに応じた効果的な支援施策を活用
 - 【収益力改善フェーズ】
収益力改善支援、早期経営改善計画策定支援（Vアップ）
 - 【事業再生フェーズ】
経営改善計画策定支援（405事業）、プレ再生支援、再生支援、事業再生GL（再生型）
 - 【再チャレンジフェーズ】
事業再生GL（廃業型）、地域経済活性化機構（REVIC）
- 上記施策の活用に加え、当協会独自の取組みである経営支援アドバイザー及び経営支援強化促進補助金事業を効果的に組み合わせしていく

3. 各支援機関との連携強化

- 中小企業活性化協議会への積極的な案件持込
- 後継者不在の事業者に対する支援について、事業承継引継ぎセンターとの連携を強化
- 小規模事業者の本業支援について、よろず支援拠点との連携を強化
- 県内若手税理士との勉強会等による関係強化
- とくしま中小企業NW幹事会議を活用した情報共有を強化

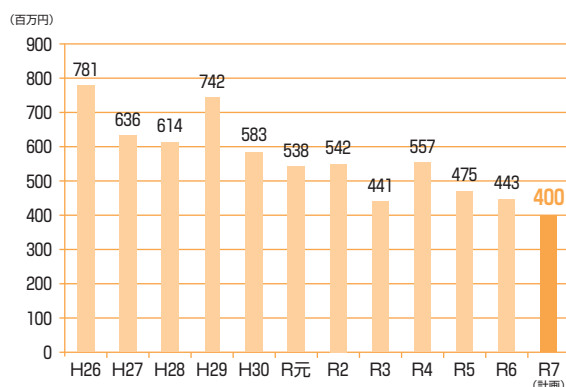
4. 協会主導の事業再生と情報発信

- 長期リスケ先を対象として、協会が主導して出口戦略を策定
- 事業者が使えるPR動画の制作等による本業支援を実施
- 経営改善・再生支援についてのWebセミナーを開催
- とくしま中小企業NW会議代表者会議を活用した情報発信
- ベストプラクティス事例の情報発信

管理回収部門の 重点取り組み事項について

- 新規求償権の早期着手と既存求償権の掘り起こし・見極めにより回収を促進するとともに、事業継続先に対する経営改善・事業再生支援さらには生活再建に向けた再チャレンジ支援など個々の状況に応じた親身な対応に努めます。

回収金額の推移



無担保、無保証人制度の浸透や、法的手続きの心理的ハードル低下による破産者等の増加、さらに関係人の高齢化などにより、回収金額は減少傾向で推移している。



今年度の取り組み

回収の促進

- 新規求償権については、代位弁済前より部署間の情報共有を徹底し、より早期の方針決定と着手に努める。
- 顧客との接点を絶やさず、常に顧客情報のアップデートを行うことにより、機を逃さない適時適切な対応に繋げる。

管理業務の効率化

- 回収の見込みがない求償権については、速やかに管理事務停止を実施し、回収が見込める求償権に注力するとともに、弁護士等の効果的な活用により、回収の効率化を図る。
- 管理回収支援帳票等、データを有効に活用する。

経営改善・事業再生・生活再建に向けた取組

- 事業を継続している事業者に対しては、協会の専門家派遣を利用した経営支援、各支援機関と連携した事業再生支援や再チャレンジ支援を検討。
- 長期経過案件については「一部弁済による請求停止・保証債務免除」、「損害金減免による早期完済」等を活用し、個々の状況に応じた親身な対応に努める。

その他の取り組みについて

- 強固な経営基盤の構築のため、恒常的にDX、人材育成、コンプライアンス、BCPに取り組み、安定した信用保証業務を提供することにより、地域において「頼りになる保証協会」を目指します。

今年度の取り組み

DX

- DXを推進するロードマップを策定し、事務作業の電子化やRPA活用による業務効率化を着実に実行する。
- デジタル技術の活用により利用者の利便性向上に努めるとともに、事務の効率化を図ることにより限られたリソースを有効に活用し、厳しい経営環境におかれている中小企業への積極的な経営支援に努める。

人材育成

- 事業者のニーズに即応できる人材を育成するため、入協3年目までの若手職員を重点に置いた研修会の実施や現場意見を反映した研修体系の構築など、研修体制の充実を図る。
- 「ITパスポート」の資格取得を推進し、職員全体のITリテラシー向上を図る。

コンプライアンス態勢の強化

- チェックシートによる早期発見・対応、ハラスメント相談窓口の周知徹底、関係機関が開催する研修などを通じ、コンプライアンス意識のさらなる浸透、コンプライアンス事案への対応力の向上を図る。

BCPの実効性向上

- 南海トラフ地震などの大規模災害やシステム障害等、様々な危機事象への対応が求められる中、関係機関と連携した合同災害訓練に積極的に参加するなど、地域との連携も図りつつ、地域全体の機能継続に貢献するとともに、発災時における事業継続力の向上に取り組む。
- 外部より講師を招いて「災害対策本部設置訓練」を実施する。

令和6年度事業概況

事業方針

当協会では、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や物価高騰、人手不足等により厳しい経営環境に置かれている中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業者」という。）の事業の継続と発展を支えるため、関係機関と連携しながら中小企業者に寄り添った金融支援、経営支援をより一層推進するとともに、経営支援の効果検証を行い、その充実を図ることを基本的運営方針として、令和6年度の事業計画を策定し、次のような取組みを行いました。

【保証部門】

資金繰りの円滑化をはじめ、現場主義の徹底により対話を通じて企業が抱える課題の実態把握に努め、金融機関との連携による企業訪問や相談会を通じた経営支援等の伴走支援や「経営者保証改革プログラム」の促進のほか、社会経済活動が正常化するなか事業再構築やDX、GXに取り組む企業の成長支援に努めました。

【地方創生部門】

地方創生部門においては、新たな事業者の創出に努めることで「地域経済の活性化」と「地方創生」に貢献すべく、関係機関との連携による創業セミナーや移住創業を促進するイベントを実施し創業機運の醸成に努めました。

また、経営者保証を徴求しない「スタートアップ創出促進保証」の利用を促進したほか、創業前相談による計画策定から資金調達、創業後のフォローアップまで一貫した支援を展開しました。

【期中管理・経営支援部門】

期中管理・経営支援部門においては、関係機関と連携して企業の資金繰り悪化の早期把握に努め、延滞の発生が懸念される先については条件変更や借換保証により資金繰り改善を促進するとともに、必要に応じて当協会の「経営改善計画策定支援事業」をはじめ、「中小企業活性化協議会」「事業承継・引継ぎ支援センター」「よろず支援拠点」等の機能を有効に活用することにより、中小企業の経営改善、事業再生支援に努めました。

【回収部門】

回収部門においては、新規求償権に早期着手する一方で、既存求償権の掘り起こしを行い、長期経過案件については「一部弁済による請求停止・保証債務免除」、「損害金減免による早期完済」を積極的に活用し、顧客の状況に応じた親身な対応を通じて回収の促進を図りました。

【その他間接部門】

中小企業の事業の発展を支える持続可能な信用補完制度の確立に向けて、人材育成、コンプライアンス及び危機管理態勢の強化、利便性の向上、業務の効率化など、経営基盤と業務環境の充実に努めました。

令和6年度事業実績

【主要業務数値】

（単位：百万円）

区 分	件 数	金 額	経営計画（金額）	計画比
保 証 承 諾	5,735	57,227	50,000	114.5%
保 証 債 務 残 高	20,270	236,333	218,000	108.4%
代 位 弁 済	308	2,421	3,000	80.7%
実 際 回 収	3,628	443	400	110.8%

（1）保証動向

保証部門においては、資金繰りの円滑化をはじめ、現場主義の徹底により、対話を通じて企業が抱える課題の実態把握に努め、金融機関との連携による企業訪問や相談会を通じ、経営支援などの伴走支援や「経営者保証改革プログラム」の促進のほか、社会経済活動が正常化する中、事業再構築やDX、GXに取り組む企業の成長支援に努めました。

また、関係機関と連携して企業の資金繰り悪化の早期把握に努め、条件変更や借換保証による資金繰り改善の促進や、必要に応じて中小企業の経営改善、事業再生支援に努めました。

一方、6月の伴走支援型特別保証受付終了をもって令和2年度以降の一連のコロナ関連保証終了により、年度末の保証利用者数は10,248企業（前年度▲100企業）、保証利用度は44.1%（前年度▲0.4%）、保証承諾については572億27百万円（計画比114.5%、前年度比53.1%）、保証債務残高は2,363億33百万円（計画比108.4%、前年度比97.5%）となり、それぞれ前年度末を下回る結果となりました。

（2）代位弁済、実際回収動向

厳しい経営環境の長期化による小規模事業者の法的整理や、コロナ禍以前から経営が厳しかった事業者の事業再生が進んだことにより、代位弁済は24億21百万円（計画比80.7%、前年度比145.2%）と前年度を上回りました。

一方、実際回収においては、保証人や担保に依存しない保証付融資の推進により回収環境が厳しい中、新規求償権の早期着手をはじめ、長期経過求償権の掘り起こしを行ない「一部弁済による請求停止・保証債務免除」、「損害金減免による早期完済」を積極的に活用し、顧客の状況に応じた親身な対応を通じて回収の促進を図った結果、回収額は4億43百万円（計画比110.8%、前年度比93.3%）となり、前年度をやや下回りました。

貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	10,153	基 本 財 産	16,450,937,987
現 金	10,153	基 金	4,934,018,600
小 切 手	0	基 金 準 備 金	11,516,919,387
預 け 金	4,102,094,341	制度改革促進基金	0
当 座 預 金	0	収支差額変動準備金	6,064,934,425
普 通 預 金	454,304,841	其他有価証券評価差額金	-2,449,485,940
通 知 預 金	0	責 任 準 備 金	1,548,267,719
定 期 預 金	3,640,000,000	求償権償却準備金	169,250,113
郵 便 貯 金	7,789,500	退職給与引当金	642,334,901
金 銭 信 託	0	損 失 補 償 金	0
有 価 証 券	23,646,691,582	保 証 債 務	236,333,230,263
国 債	0	求 償 権 補 填 金	0
地 方 債	9,727,147,000	保 険 金	0
社 債	13,912,860,000	損失補償補填金	0
株 式	2,000,000	借 入 金	0
受 益 証 券	0	長 期 借 入 金	0
新 株 予 約 権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
ファンド出資	4,684,582	短 期 借 入 金	0
譲 渡 性 預 金	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
そ の 他	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	0
動 産 ・ 不 動 産	447,026,792	雑 勘 定	6,996,822,710
事業用不動産	403,702,772	仮 受 金	16,488,292
事業用動産	43,324,020	保 険 納 付 金	27,421,906
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	922,270
建設仮勘定	0	未経過保証料	6,946,808,709
損失補償金見返	0	未 払 保 険 料	774,972
保証債務見返	236,333,230,263	未 払 費 用	4,406,561
求 償 権	574,715,573	有価証券未払金	0
讓 受 債 権	0		
雑 勘 定	652,523,474		
仮 払 金	20,649,280		
保 証 金	0		
厚生基金	101,652,000		
連 合 会 勘 定	857,420		
未 収 利 息	56,242,409		
有価証券未収入金	0		
未経過保険料	473,122,365		
合 計	265,756,292,178	合 計	265,756,292,178

基本財産

株式会社の資本金に相当するものです。

収支差額変動準備金

将来の収支悪化に備え、対外信用力の維持と業務運営の安定化を図り、中小企業者の保証要請に的確に応えるための利益性の準備金です。

有価証券

安全性を重視し、流動性・収益性の観点からも考慮して運用対象を選定しています。

求償権

経理上の求償権とは、代位弁済累計額から、回収額、自己償却額、日本政策金融公庫からの保険金受領額等を控除した額です。

未経過保険料

当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分について計上しています。

未経過保証料

受入保証料のうち、当該決算期間の未経過分(翌事業年度以降にかかる保証料)を計上しています。

収 支 計 算 書

令和6年4月1日～令和7年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額
経 常 収 入	2,776,518,949
保 証 料	2,428,398,907
預 け 金 利 息	5,321,425
有 価 証 券 利 息 配 当 金	264,029,986
調 査 料	0
延 滞 保 証 料	0
損 害 補 助 金	5,504,126
事 務 補 助 金	7,314,252
責 任 共 有 負 担 金	57,614,000
雑 収 入	8,336,253
経 常 支 出	1,793,263,679
業 務 費	810,814,260
役 職 員 給 与	438,643,208
退 職 給 与 引 当 金 繰 入	49,175,609
そ の 他 人 件 費	100,194,654
旅 費	6,238,336
事 務 費	107,961,839
賃 借 料	7,160,282
動 産 ・ 不 動 産 償 却	31,615,947
信 用 調 査 費	13,912,290
債 権 管 理 費	9,704,154
指 導 普 及 費	21,666,942
負 担 金	24,540,999
借 入 金 利 息	0
信 用 保 険 料	982,429,696
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	0
雑 支 出	19,723
経 常 収 支 差 額	983,255,270
経 常 外 収 入	3,772,145,430
償 却 求 償 権 回 収 金	28,744,798
責 任 準 備 金 戻 入	1,567,693,506
求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	170,401,469
求 償 権 補 填 金 戻 入	1,955,051,413
保 険	1,816,296,784
損 失 補 償 補 填 金	138,754,629
有 価 証 券 評 価 益	0
有 価 証 券 売 却 益	48,861,000
補 助 金	0
そ の 他 収 入	1,393,244
経 常 外 支 出	3,935,997,855
求 償 権 償 却	2,162,477,213
譲 受 債 権 償 却	0
雑 勘 定 償 却	2,139,450
有 価 証 券 評 価 損	0
有 価 証 券 売 却 損	47,039,000
退 職 金	4,571,029
責 任 準 備 金 繰 入	1,548,267,719
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	169,250,113
そ の 他 支 出	2,253,331
経 常 外 収 支 差 額	-163,852,425
制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額	0
収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩 額	0
当 期 収 支 差 額	819,402,845
収 支 差 額 変 動 準 備 金 繰 入 額	409,000,000
基 本 財 産 繰 入 額	410,402,845

保証料

受入保証料のうち、当該決算期間に対応する額を計上しています。

信用保険料

日本政策金融公庫に支払う信用保険料の当該決算期間に対応する額を計上しています。

求償権償却

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金、連合会(国)から受領した損失補償金、償却基準に従い回収不能と認められた求償権の合計額を計上しています。

求償権償却準備金

協会資産の健全性を保つ観点から、求償権残高に対して一定割合を積み立てています。(洗替え方式)

求償権補填金

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金、連合会(国)から受領した損失補償金からなっています。求償権補填金を期末に戻入処理することにより求償権の償却を行います。

責任準備金

経済・金融動向の変化に伴う将来の不測の事態の備えとして、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。(洗替え方式)

キャッシュ・フロー計算書

令和6年4月1日～令和7年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額
I. 事業活動によるキャッシュ・フロー	
当期収支差額	819,402,845
動産・不動産償却額	31,615,947
退職給与引当金増減額	45,159,009
責任準備金増減額	-19,425,787
求償権償却準備金増減額	-1,151,356
収支差額変動準備金取崩額	0
預け金利息・有価証券利息・配当金	-269,351,411
借入金利息	0
求償権増減額	-4,952,976
損失補償金	0
仮払金増減額	53,178,836
保証金増減額	0
連合会勘定増減額	-666,352
未経過保険料増減額	-24,838,334
求償権補填金増減額	0
仮受金増減額	-373,253,507
保険納付金増減額	16,355,791
損失補償納付金増減額	-2,310,444
未経過保証料増減額	-267,597,369
未払保険料増減額	-648,304
未払費用減少額	-4,705,268
制度改革促進基金増減額	0
有価証券評価損益	0
有価証券売却損益	-1,822,000
動産・不動産売却(取得)による売却損益	0
小計	-5,010,680
利息・配当金受取額	265,719,642
利息の支払額	0
事業活動によるキャッシュ・フロー	260,708,962
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金解約(預入)による収入(支出)	-1,060,000,000
有価証券の売却・償還(取得)による収入(支出)	552,104,331
金銭信託の解約(取得)による収入(支出)	0
厚生基金の回収(貸付)による収入(支出)	7,381,000
動産・不動産売却(取得)による収入(支出)	-11,111,581
投資活動によるキャッシュ・フロー	-511,626,250
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入金の借入(返済)による収入(支出)	0
基金増加(減少)による収入(支出)	0
基金準備金増加(減少)による収入(支出)	0
収支差額変動準備金に係る出捐金の増加(減少)による収入(支出)	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	0
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額	0
V. 現金及び現金同等物の増加額	-250,917,288
VI. 現金及び現金同等物の期首残高	713,021,782
VII. 現金及び現金同等物の期末残高	462,104,494

基 本 財 産

【基本財産とは】

信用保証協会における基本財産とは、一般企業の資本金勘定に相当するものであり、信用保証業務遂行の結果生じることとなる損失の最終担保的な性格を有するものです。このため、当協会が健全な経営を行い、対外的信用を維持するためには、基本財産の保全・充実が不可欠です。

当協会が引き受けることができる保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の42.8倍（定款倍率）と定められています。令和6年度末の基本財産は165億円となりましたので、当協会が引き受けられる保証債務の最高限度額は、7,050億円となります。（定款倍率に対する消化率33.5%）

【基本財産の推移】

（単位：円）

年 度	基本財産	基 金	基金準備金	金融安定化特別基金
平成24年度	13,972,717,889	4,934,018,600	9,038,699,289	0
平成25年度	14,113,294,816	4,934,018,600	9,179,276,216	0
平成26年度	14,287,767,220	4,934,018,600	9,353,748,620	0
平成27年度	14,390,057,215	4,934,018,600	9,456,038,615	0
平成28年度	14,451,675,643	4,934,018,600	9,517,657,043	0
平成29年度	14,495,301,689	4,934,018,600	9,561,283,089	0
平成30年度	14,517,016,665	4,934,018,600	9,582,998,065	0
令和元年度	14,546,554,966	4,934,018,600	9,612,536,366	0
令和2年度	14,546,554,966	4,934,018,600	9,612,536,366	0
令和3年度	14,900,662,742	4,934,018,600	9,966,644,142	0
令和4年度	15,471,680,878	4,934,018,600	10,537,662,278	0
令和5年度	16,040,535,142	4,934,018,600	11,106,516,542	0
令和6年度	16,450,937,987	4,934,018,600	11,516,919,387	0

【基本財産の構成】

基本財産は、①基金②基金準備金で構成されています。

①基金は、地方公共団体、金融機関等により拠出された出えん金と金融機関等負担金で構成されています。

②基金準備金は、毎事業年度、決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた金額の累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

【基本財産の内訳】

令和7年3月31日現在

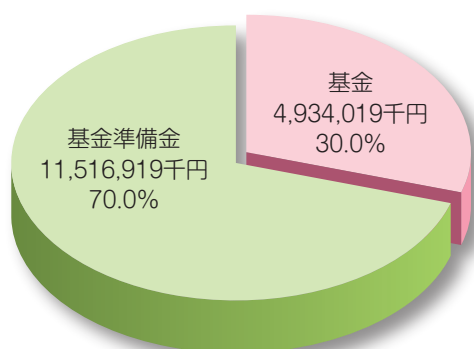
(単位:千円)

区 分	金 額	構 成 比
基 金	4,934,019	29.99%
出えん金	3,613,197	21.96%
(県)	3,310,200	20.12%
(市町村)	263,892	1.60%
(金融機関)	38,330	0.23%
(業者・業者団体)	775	0.00%
金融機関等負担金	1,320,822	8.03%
(金融機関)	1,312,473	7.98%
(業者・業者団体)	8,349	0.05%
基金準備金	11,516,919	70.01%
基本財産合計	16,450,938	100.00%

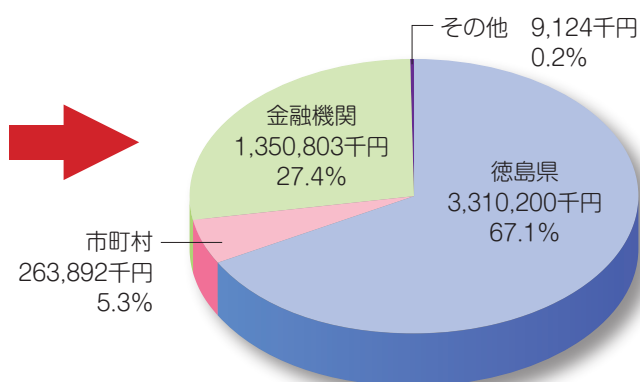
各項目の合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

※過去に金融安定化特別基金（中小企業金融安定化特別保証制度の実施に伴い創設された基金。平成21年度末をもって廃止。）を造成するために出えんされた額759,000千円は取崩し済のため、上記出えん金からは除外しております。

基本財産の構成



基金の内訳



年度経営計画の評価

当協会は、四国大学経営情報学部准教授 近藤明子委員長、公認会計士 林 健太郎委員により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを得て、「令和6年度経営計画の評価」を作成しました。

「外部評価委員会」の意見・アドバイスについては、以下のとおりです。



外部評価委員の様子

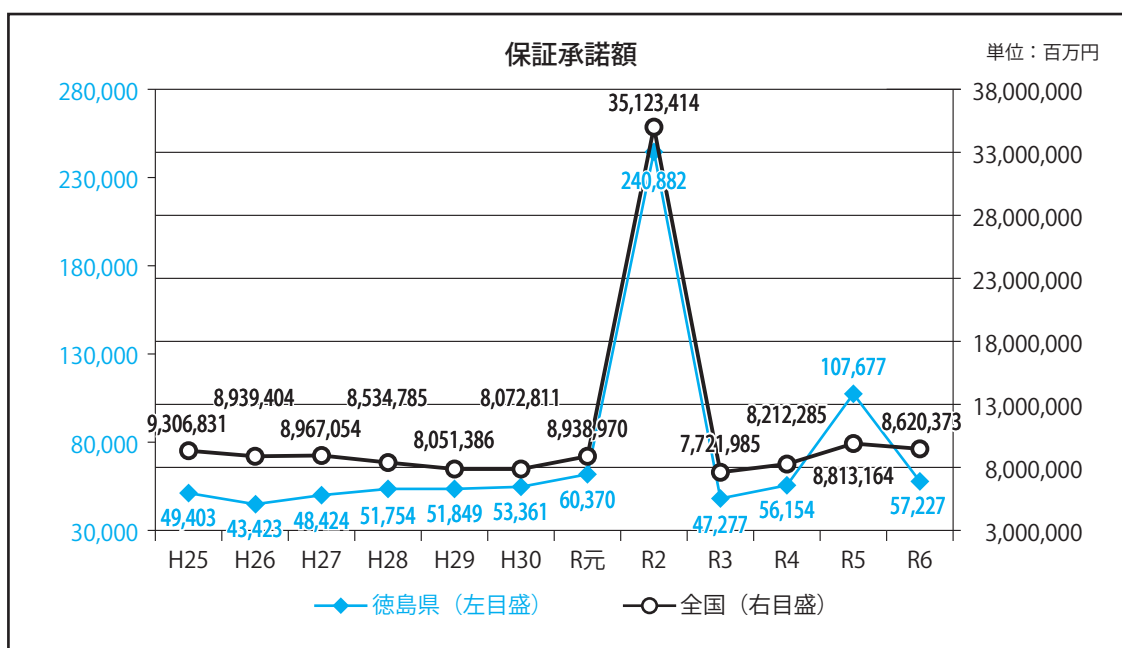
令和6年度経営計画の評価

国内経済は、コロナ禍を経て、企業収益や景況感の改善により、設備投資や個人消費が増加するなど、緩やかな回復基調の傾向がみられるものの、物価高騰や人手不足に加え、金融市場の変動などの影響が生じており、中小企業・小規模事業者（以下「中小企業者」という。）を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いている。

こうした中、徳島県信用保証協会においては、年度経営計画の重点課題にも積極的に取り組み、保証利用度は高い水準を維持するなど、大きな成果を上げていることは評価できる。

今後とも、中小企業者を支える「総合支援機関」として、関係機関と更なる連携強化を図りながら、経営環境が厳しい中小企業者に対し、実情に応じたきめ細やかな「金融支援」「経営支援」「再生支援」及び「再チャレンジ支援」を実践し、地域経済の活性化に取り組んでみたい。

個別的目標については、次の事項に留意の上、経営計画を着実に遂行され、地域経済の安定と発展に貢献し、地方創生に寄与されることを期待する。



令和6年度経営計画の評価

(1) 現場主義の徹底により、中小企業者が抱える課題を把握し「伴走支援型特別保証」による借換保証の提案や専門家派遣事業の活用を図った結果、令和2年度以降の一連のコロナ関連保証終了にもかかわらず、保証承諾、保証債務残高は計画値を上回ったことは評価できる。

引き続き、金融機関などと緊密に連携しながら、業界動向や企業の実態把握に努められ、厳しい状況にある中小企業者の課題解決に向けた、きめ細やかな金融支援と経営支援をお願いしたい。

(2) 創業前相談による計画策定から資金調達、創業後のフォローアップまで一貫した支援を展開するとともに、県内3大学において学生の起業・創業マインド喚起のための講義や、支援機関との連携による創業セミナーやイベントの開催、また、創業アンバサダーとふるさと回帰支援センターと連携し、徳島への移住創業の促進を図ったことは評価できる。

引き続き、支援機関と連携しながら地域経済活性化と地方創生に向けた事業承継支援、創業支援をお願いしたい。

(3) 「とくしま中小企業支援ネットワーク」のハブ機能を活かして、各種関係機関と各種施策の情報を共有し目線合わせを行うとともに、金融調整、経営改善などが必要な中小企業者に対して「経営改善計画策定支援事業」をはじめ、「中小企業活性化協議会」「事業承継・引継ぎ支援センター」「よろず支援拠点」などの機能を有効に活用することにより、積極的に経営支援に努めたことは評価できる。

引き続き、各種関係機関との連携を強化しながら、中小企業者の資金繰り悪化の早期把握に努められ、条件変更や借換保証による資金繰り改善の促進や、経営改善、事業再生支援の取り組みをお願いしたい。

(4) 保証人や担保に依存しない保証の推進に加え、破産など法的整理の増加により、回収環境が厳しくなっている。こうした中、関連部門との連携により関係人の状況を早期に把握し回収を図るとともに、長期経過求償権の掘り起こしを行ない、顧客の状況に応じた親身な対応を通じて回収を促進するなど、計画値を上回る回収となったことは評価できる。

引き続き、関連部門との連携に努められ、早期着手や進捗管理の徹底により回収の効率化・最大化をお願いしたい。

(5) 徳島県信用保証協会を取り巻く環境が大きく変化する中、各部門において一定の成果を上げ、その結果として収支差額819百万円を計上し、基本財産を増強できたことは評価できる。

引き続き、公的機関としてガバナンスの充実・強化及びコンプライアンス意識の浸透・定着を図るとともに、電子受付システム活用による利便性の向上や業務の効率化を加速させ、経営基盤の強化に努められたい。

(6) 「信用保証協会向けの総合的な監督指針」の改正がなされ、徳島県信用保証協会に求められる役割は大きく変化している。中小企業者の事業の発展を支える持続可能な信用補完制度の確立に向けて、引き続き関係機関と連携を図りながら一層積極的な支援に取り組んでもらいたい。



外部評価委員：近藤委員長(右)、林委員(左)から貴重なご意見をいただきました。

■ 当協会の主な取組み

◆ おかげさまで創立75周年

徳島県信用保証協会は、昭和24年の業務開始から令和6年12月5日をもって、創立75周年を迎えることができました。

これもひとえに、県内中小企業・小規模事業者の皆さまをはじめ、金融機関、行政機関及び商工団体等、関係機関の皆さまのご支援・ご協力の賜物と、心から御礼申し上げます。

令和6年12月2日には、当協会会議室にて「創立記念式典」を開催し、黒下会長より役職員へ今後の抱負や決意を伝えました。

また、創立75周年を迎えるにあたり、日頃ご愛顧いただいております皆様へ感謝の気持ちをお伝えするとともに、これを契機に改めて「頼りになる保証協会」となることを目指して、「令和6年度保証料割引キャンペーン～75周年記念～」を実施しました。



創立記念式典の様子

◆ 組織体制の編成

◎ 企業支援統括本部長の新設

「企業支援統括本部長」を新設し、フロントオフィス部門間の連携機能を強化しました。

◎ 保証部の機構改革

保証部は保証1課と保証2課の2課体制となりました。

中小企業が抱える課題が多様化するなか、多岐にわたるニーズに的確に対応するため、現場主義の徹底による事業者のステージに応じたきめ細やかな支援に努めました。

◆ 「コロナ関連特別保証」の終了

令和6年6月30日協会申込受付分をもって、「伴走支援型特別保証（コロナ借換保証）」の取り扱いが終了し、ゼロゼロ融資からの一連の特別保証が終了しました。コロナ禍対応においては、金融機関と緊密に連携しプッシュ型の提案を行った結果、中小企業・小規模事業者の皆さまに効果的にご活用いただきました。

◆ 事業者選択型経営者保証非提供制度の開始

令和6年3月15日より、保証料を上乗せすることで経営者保証が不要となる「事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）」の取り扱いを開始しました。当協会ではこの制度の活用をはじめ、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に努めました。

保証推進の取組み

中小企業を取り巻く経営環境が、依然として厳しさを増すなか、地域において「頼りになる保証協会」となるべく、金融機関を始めとした各機関との連携強化を図るとともに、現場主義の徹底による企業の実情に応じたきめ細やかな伴走支援に努めました。

◆「挑戦企業応援保証キャンペーン ～がんばろう徳島！～」の実施

物価高騰や人材不足に伴う人件費の高騰など、逆境に耐え事業継続に頑張る徳島県内の中小・小規模事業者のみなさまを金融機関と協力して金融支援のみならず経営支援を行うことにより応援するため、次のとおり「挑戦企業応援保証キャンペーン ～がんばろう徳島！～」を実施しました。

項 目	対 象
成長支援促進保証 “ネクスト”	過去に当協会による創業支援を受けた方で、創業期を終えて、更なる成長のために金融支援を希望する方。
広報サポート保証 “チャレンジ”	新たな取組に意欲的に挑戦される方で、広報の充実を希望する方。
課題解決支援促進保証 “イノベーション”	保証による金融支援と併せて、経営課題解決のために専門家による助言指導を希望する方。

◆「適正保証推進キャンペーン」の実施

県内中小企業・小規模事業者の皆様に対する資金調達の一層の支援と適正な信用保証の活用促進を図るため、次のとおり「適正保証推進キャンペーン」を実施しました。

項 目	概 要
トラスト (推薦保証)	金融機関営業店が推薦する小規模事業者の資金ニーズにスピーディに対応します。
ツインローン (協調資金)	金融機関のプロパー資金との協調融資を対象とする保証。金融機関と更なる連携を図ることで、一層きめ細やかな金融支援を提供します。
アシストローン (事業承継資金)	事業承継に必要な資金を対象とする保証。後継者個人も信用保証の対象とし、前経営者の株式取得資金や相続税・贈与税の納税資金など、事業承継に伴う資金ニーズに一層きめ細かく対応します。
リピート (短期継続資金)	短期資金を継続してご利用いただくことで資金繰りの安定を図るほか、事業再構築等の新たな事業展開や業務拡張に積極的に取り組んでいただくことを目的とした保証です。
プレミアム (経営者保証不要) (協調資金)	保証協会が定める経営者保証不要要件を満たし、金融機関との経営者保証不要のプロパー協調融資を対象とする保証です。

◆「とくしま創生にかかる貢献店舗感謝状贈呈式」を開催

金融機関と連携して地域経済の発展を図るとともに、適正な保証業務の推進を目的として、「とくしま創生にかかる貢献店舗感謝状贈呈式」を開催し、保証付融資の活用を通じて「とくしま創生」に貢献された延べ81の金融機関店舗様に、当協会から感謝状を贈呈しました。

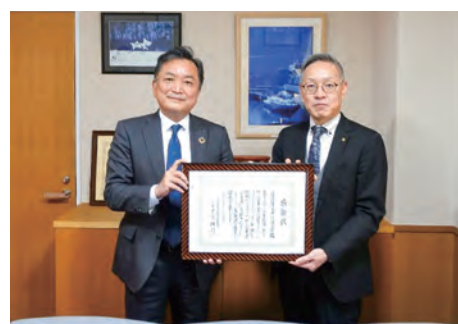
昭和61年度から徐々に内容を深化させ、令和6年度で36回目の開催となりました。



◆「フィーチャリング県短」取扱件数上位店舗へ感謝状を贈呈

創立75周年キャンペーンの一環として、保証料を通常より0.2%割引した保証制度「県短期事業資金」について、金融機関の皆様へ改めて理解を深めていただくとともに、短期資金継続利用の普及により中小企業者の資金繰りの安定化を図るため、令和6年10月から12月にかけてキャンペーン「フィーチャリング県短」を実施しました。

キャンペーン終了後には、当該期間中の取扱件数上位10店舗を訪問させていただき、当協会から感謝状を贈呈しました。



◆保証懇談会を開催

金融機関と連携し、県内中小企業の金融円滑化に貢献することを目的として、「保証懇談会」を開催しました。

会では、各金融機関様へ日頃のご協力に対し感謝の意を伝えるとともに、「令和6年度～令和8年度中期事業計画」「令和6年度経営計画」及び「令和6年度重点取り組み事項」を説明しました。

また、ゼロゼロ融資の返済開始を迎えるなか、物価高騰や人件費高騰などの影響を受ける中小企業者への対応について、ご協力をお願いしました。



◆保証業務講座の開催

地域金融機関の若手の融資・渉外担当の皆さまを対象として、保証付融資に係る事務の効率化に役立つ基礎知識及び提案力を身に付け、適正保証の推進に繋げていただくとともに、若手を中心とした協会職員との意見交換を通じてリレーションシップの強化を図るため、「保証業務講座」を開催しました。

令和6年度は、「保証付融資の留意点」と「創業支援の進め方」について基本的な実務内容を説明するほか、「創業者による体験談」をテーマとした基調講演を実施しました。

またその後、「保証付融資の事例研究」と「グループ討議」を実施し、活発な意見交換を行っていただきました。



◆販路開拓支援

大阪信用保証協会主催の展示商談会「OSAKAビジネスフェア2024」がマイドームおおさか（大阪市）で開催され、当協会も徳島県内の金属・機械関連メーカーや食品関連メーカーなど、3社の出展をサポートしました。この展示商談会は、優れた技術や魅力ある商品・サービスを有し前向きにチャレンジしている中小企業・小規模事業者に対して、自社をPRする機会と出展者間における情報交換の場を提供し、今後のビジネスチャンスに繋げることを目的としています。



◆阿南信用金庫との合同金融相談会を開催

県内小規模事業者の方を対象とした「合同金融相談会」を、阿南信用金庫様と連携して開催しました。

この相談会は、物価高騰、人手不足や人件費の高騰等により、県内事業者を取り巻く経営環境が非常に厳しい状況となっている中、事業者に寄り添った金融支援・経営支援をより一層図ることを目的としたものです。

小規模事業経営者の方の経営の悩み相談、資金繰り改善策等、個々の実情に応じた解決策を提案させていただきました。



◆金融機関との勉強会を開催

金融機関の皆さまに信用保証制度をご理解いただき、これまで以上に保証付融資の利用を推進していただくため、年間を通して勉強会を開催しました。

令和6年度は、おすすすめ制度、保証キャンペーン、保証付融資の留意点及び経営者保証を不要とする取り扱いについて説明を行い、積極的な活用を呼びかけました。また、早期改善計画策定支援をはじめとした経営支援の案内や、創業支援の進め方・キャンペーンについて説明しました。

多くの職員の皆さまにご参加いただけたことで、意見交換も活発なものとなり、担当者同士の信頼関係の構築にもつながりました。



◆阿波銀行新入行員向け研修に講師派遣

阿波銀行にて実施された「新入行員フォロー研修」において、当協会職員が、参加者70名に対して講義を行いました。

受講者の皆様に、当協会への理解を深めていただくため、信用保証制度の仕組みや各部署が担っている業務内容について説明するほか、保証付融資に関する実務上の留意点や、当協会による創業支援の取組みについて紹介しました。



創業支援の取組み

地方創生を加速させるべく、創業前相談から創業後のフォローアップまで、一貫した各種支援施策を展開するとともに、「創業するなら保証協会へ」のキャッチフレーズのもと、数多くの创业者の輩出に努めました。

◆『2024年版小規模企業白書』に取組み事例が掲載

当協会の創業支援の取組みが『2024年版小規模企業白書』に掲載されました。同白書に当協会が取り上げられるのは初めてで、創業支援に取り組む機関として、大きな励みとなりました。

掲載場所

2024年版小規模企業白書
p. II -123 (第2部第2章、事例2-2-10)

2024年版小規模企業白書 全体版



◆創業アンバサダー中間報告会議を開催

当協会では、県内の創業希望者や創業間もない方に対する各種支援の充実を図ることを目的に、創業アンバサダー制度を開始しており、広範なネットワークと豊富な経験・知見をお持ちの5名の創業アンバサダーから、当協会の創業支援や効果的な情報発信に関するご提言をいただくほか、それぞれのネットワークを活用して積極的な情報発信にご協力いただいています。

令和6年度では、創業アンバサダー中間報告会議を開催し、5名のアンバサダーから活動に対する所感を述べていただくとともに、「自身のネットワークで保証協会の宣伝を行った」「今後は所属する経済団体での案内により力を入れたい」「カジュアルな服装で、相手の心理的ハードルを下げるべき」などの報告・意見を頂きました。



◆創業ノウハウの提供

創業予定者に向けた「創業の手引き・事例集」、創業推進課の取組みと創業関連保証制度の内容を紹介した「リーフレット」及び創業前相談時に利用していただける「申込チラシ」を作成し、配布しました。



【創業の手引き・事例集】

保証協会の仕組みや創業前相談から事業計画の立て方までのご利用の流れをわかりやすくまとめています。



【創業リーフレット】

当協会が取り扱う创业者に特化した制度を抜粋し、ご利用条件や必要書類を一面にまとめています。



【申込チラシ】

裏面がお申込み様式となっており、金融機関経由はもちろん、お客さまから直接お申込みいただけます。



◆とくしま回帰×シゴトづくりセミナーを開催

東京有楽町にある移住相談センター「ふるさと回帰支援センター」で、地方への移住創業をお考えの方を対象に「2024とくしま回帰×シゴトづくりセミナー」を開催し、徳島への「移住・創業」を呼び掛けました。東京のリアル会場とオンラインを併用したハイブリット型で実施し、当日は合わせて35名の方にご参加いただきました。



ゲスト講師として、徳島県美馬市にて、コワーキングスペースやカフェ、宿泊などの機能を持つ複合施設「ADLIV」を運営するナカガワ・アド(株) 代表の中川和也さんと、神奈川県から徳島県に移住し「泊まれる本屋まるとしかく」を運営する内田未来さんを迎え、「出会いと創造のイノベーション」をテーマにご講演いただきました。

また、講演後は参加者を交えたトークセッションを設け、参加者からは、「将来的な創業のイメージがハッキリとみえてきた」、「徳島の魅力や人との繋がり、起業についての話が聞けてワクワクした」等との感想をいただきました。

◆日本政策金融公庫と共催で創業セミナーを開催

四国4県の信用保証協会と日本政策金融公庫（略称：日本公庫）四国創業支援センターが連携し、四国での創業を考えている方や四国で創業して間もない方を対象としたセミナーを開催しました。

セミナーは、現地会場（e-とぴあ・かがわ）とオンラインのハイブリッドで開催し、約60名の方にご参加いただきました。

日本公庫と各信用保証協会から、「創業支援の取組み」「創業者向けの制度」及び「融資までの流れ」について説明した後、

香川オーリーブガイナース球団株式会社代表取締役社長の福山敦士さんより、チャレンジとスピード感の大切さ、事業にかける想いや経営者としての苦労などについてご講演いただきました。

その後、ファシリテーターに株式会社かける小町代表取締役の小西真由さんをお迎えして、福山さんとの質疑応答座談会を実施し、創業を志す方や既に創業を行った方にエールを送りました。



◆まちしごとファクトリーを開催

徳島大学・徳島新聞社・当協会の3社が連携して、地域に根ざしたスモールビジネスの担い手の育成を目指す「まちしごとファクトリー2024」を開催しました。

令和6年度のまちしごとファクトリーでは、多様化するビジネスモデルについて学ぶとともに、ビジネスプラン作成の演習により、収支計画作成など実践能力を養うことを目的とした「ビジネスモデル特論」や、創業希望者の事業計画作成をサポートする「実践塾」を実施しました。

また3月に開催された最終セミナーでは、セミナーの受講生9名が、会員制の音楽コミュニティや古民家を活用した民泊視察など、それぞれの事業計画を発表された後、ポスターセッションが行われ、参加者同士で活発に意見を交わされました。



◆創業事例研究セミナーを開催

創業支援にかかわる知識と知見を共有することで、保証協会と金融機関担当者の双方が連携した創業案件の発掘及び支援の促進を目的として、セミナーを開催しました。

協会への創業前相談申込手続きにおける留意点や、創業に関する各種施策についての説明を行うとともに、創業推進アドバイザーから創業顧客の事例紹介を行いました。また、実際に当協会を利用し創業されたくらすびつつ株式会社代表の十川夏来さんから、創業体験談を発表していただきました。

セミナー後半では、「実践！体験してみる『創業前相談』」をテーマにグループワークを実施しました。創業者役が創業計画を立案し、金融機関担当者役が相談対応から計画のブラッシュアップや資金計画の作成までを行っていただきました。



◆県内3大学との連携

当協会は、四国大学、徳島文理大学、徳島大学の県内3大学と「包括的連携協定」を締結しており、地域で活躍できる人材の育成に、大学と共に取り組んでいます。

当協会職員が各大学に講師として招聘され、当協会が中小企業の総合支援機関として、金融支援のみならず経営支援や創業支援にも取り組んでいることについて説明するほか、学生がキャリアを考える一助となるよう、自ら事業を作り出す「起業・創業」という生き方について事例を交えて説明し、創業機運の醸成を図りました。



◆創業展示ブースをリニューアル

平成30年より、協会をご利用いただいて創業されたお客さまへのフォローアップ支援として、事務所4階のコミュニケーションスペースに、商品やサービス概要の展示用スペースを設けています。この取組みは創業者の「PR活動」の機会提供を目的としており、令和6年度は、新規で9名の事業者さまの商品等を展示しました。

創業者の皆さまの思いの詰まった商品・サービスとなっております。この取組みをきっかけに創業者間のマッチングや交流に繋がった実績もありますので、来協された際にはぜひ一度お立ち寄りください。



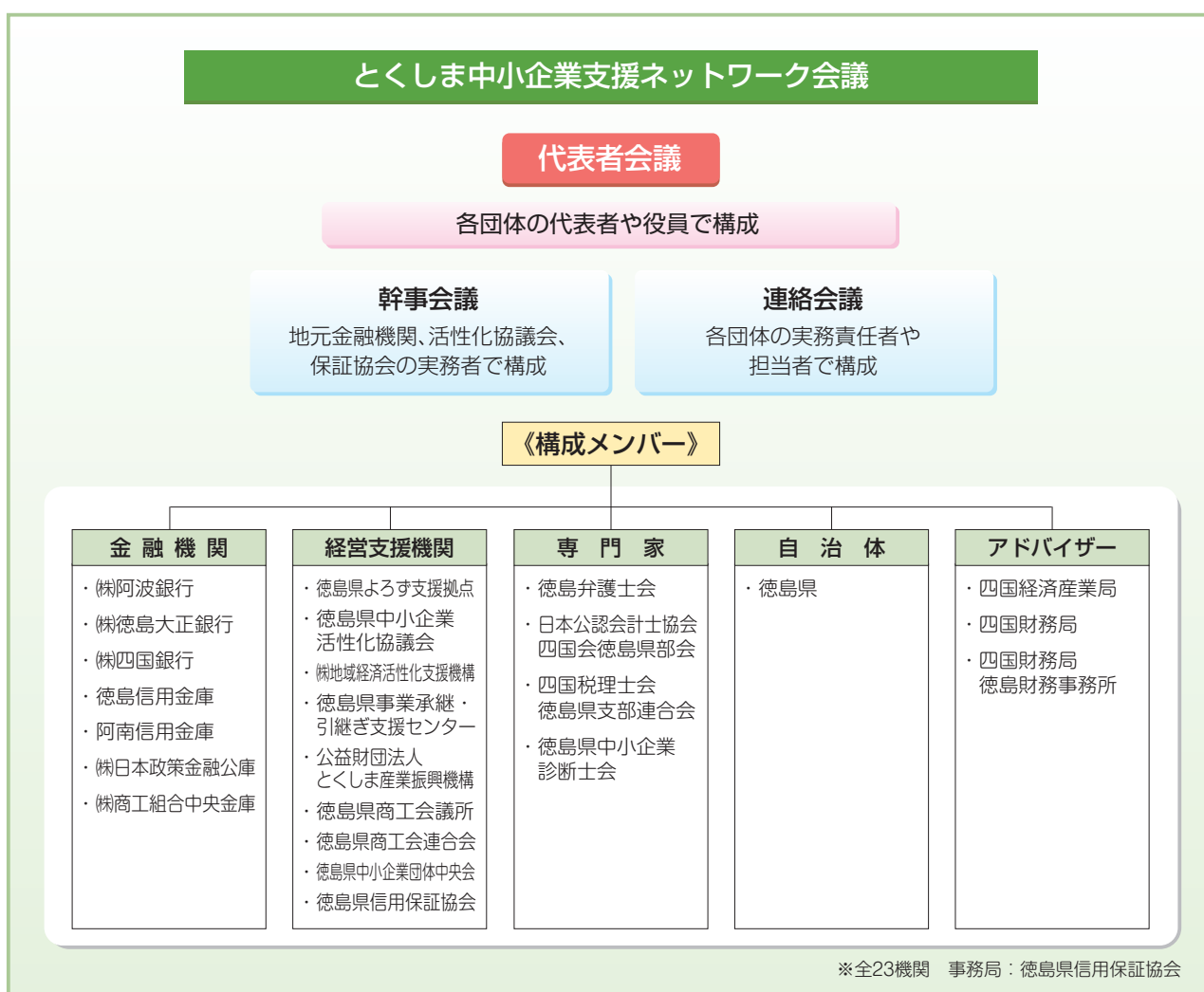
経営支援の取組み

◆「とくしま中小企業支援ネットワーク会議」の取組み

当会議は徳島県内の中小企業に対する経営支援及び創業支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的とし、会員相互の協調体制を構築することにより、経営支援及び創業支援に係る迅速かつ的確な対応、実務担当者のスキルアップに取り組んでいこうとするものです。

当協会は、ネットワークのハブ機能を活かして、代表者会議・幹事会議・連絡会議を開催し、新たな施策について情報共有を図るとともに、より一層の連携強化に向けた取組みの中核を担いました。

また、個別の中小企業者に対しては、保証協会を中心に金融機関や当該事業者にお集まりいただき、金融調整や経営支援・再生支援など、あるべき支援の方向性について話し合う「経営サポート会議」を開催し、地域の関係機関と一体になって中小企業者の支援に取り組みました。



令和6年度 とくしま中小企業支援ネットワーク会議の実施状況

令和6年	6月6日(木)	第16回幹事会議
令和6年	8月1日(木)	第17回幹事会議
令和6年	9月12日(木)	第19回代表者会議
令和6年	11月15日(金)	第18回幹事会議
令和6年	12月11日(水)	第15回連絡会議

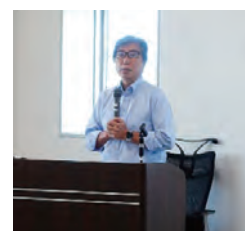
【第19回代表者会議の概要】

◆開催日 令和6年9月12日（木）

9月12日（木）、当協会にて金融機関、行政機関、経済団体、士業団体等22機関にご参加いただき、第19回代表者会議を開催しました。

ネットワーク会議の構成機関の中から、阿波銀行、徳島大正銀行、四国銀行、徳島県中小企業活性化協議会及び当協会より、コロナ禍から社会経済活動が正常化する中、原材料・エネルギー価格の高騰や深刻な人手不足、後継者不在、為替の乱高下などにより依然として厳しい状況に置かれている中小企業の支援に向けた各支援機関による取り組みについての報告がありました。その後、四国経済産業局産業部、四国財務局徳島財務事務所、徳島県経済産業部より国、県の施策についてご説明いただきました。

また、会議後半では、中小企業政策審議会の各種委員等を務められ、経済産業省、中小企業庁の政策立案に数多く携わっておられる㈱アテナソリューション代表取締役 立石裕明氏をお招きし、「支援機関の方々にお伝えしたい伴走支援・命銭経営・事業承継」というテーマで基調講演を実施しました。



【第16回・17回・18回幹事会議の概要】

◆開催日 令和6年6月6日（木）／令和6年8月1日（木）／令和6年11月15日（金）

6月6日（木）、8月1日（木）及び11月15日（金）当協会にてそれぞれ第16回～18回幹事会議を開催しました。

会議には地域金融機関及び徳島県中小企業活性化協議会にご参加いただきました。

第16回幹事会議では、「各種の支援施策の活用」「最近の中小企業の業種別動向や資金繰り状況」等について、第17回幹事会議では、「各支援機関との連携状況」「民間ゼロゼロ融資の現状」等について、第18回幹事会議では、「事業承継支援」「代位弁済の現状」等について活発な意見交換が行われました。



【第15回連絡会議の概要】

◆開催日 令和6年12月11日（水）

12月11日（水）、当協会にて金融機関、行政機関、経済団体及び士業団体等23機関から33名にご参加いただき、第15回連絡会議を開催しました。



徳島弁護士会副会長 黒木賢太郎弁護士より「現場の弁護士から見た、経営者保証ガイドラインによる保証債務の整理について」、四国税理士会徳島支部連合会常任理事 塚原喬税理士より「経営者保証ガイドライン活用事例（事業承継編）」というテーマでそれぞれご講演いただきました。

また、経営者保証に依存しない融資について、阿波銀行、徳島大正銀行及び当協会より、それぞれの取組みについて紹介しました。



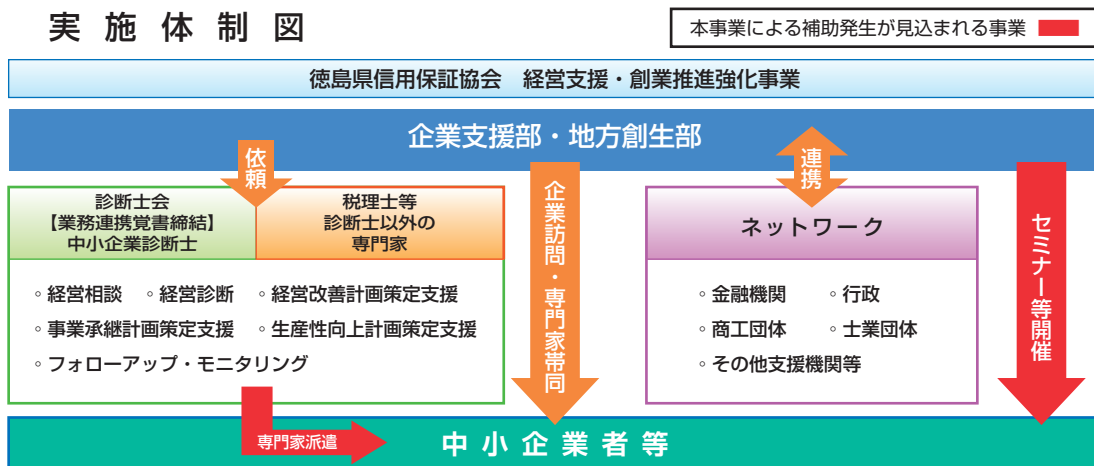
◆経営支援強化事業による取組み

本事業は、生産性向上、事業承継にかかる計画の策定や、経営の安定に支障が生じているお客様に対し、将来的な正常化に道筋をつけることを目的に、経営相談、経営診断、経営改善計画の策定及びそのフォローアップなどを実施しています。

《経営支援強化促進補助金》の活用

- ・ 経営相談
- ・ 経営改善計画策定支援
- ・ 事業承継計画策定支援
- ・ 経営診断
- ・ 経営改善計画策定先のフォローアップ・モニタリング
- ・ 生産性向上計画策定支援

実施体制図



令和6年度 経営支援強化事業の取組み実績

申込企業数	21社
経営相談実施件数	7社
経営診断実施件数	6社
経営改善計画策定支援件数	1社
モニタリングフォローアップ実施件数	7社
協会職員による企業訪問回数	76回
専門家派遣回数	122回



◆経営サポート会議

経営サポート会議とは、返済緩和先企業と取引金融機関、保証協会の3者が一堂に会して情報の共有を行い、中小企業者の早期経営改善等を図ることを目的とした会議です。

緊急度・重要度の観点から、金融機関との調整や改善計画の策定支援が必要な事業者を対象に当該会議を開催し、資金繰りの現状や経営改善計画の進捗状況の確認を積極的に行うなど、経営支援・再生支援に活用しました。

コロナ禍での対面自粛により、一時的に会議数は減少しましたが、令和4年度以降、感染状況を見極めながら開催回数を増やし続け、令和6年度ではコロナ禍前を2倍近く上回るようになりました。

経営サポート会議開催実績

年度	26	27	28	29	30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	累計
開催回数	345	296	244	230	219	237	89	144	208	237	409	3,111
企業数	272	246	234	187	174	182	61	114	171	186	325	2,511

◆徳島県中小企業活性化協議会への人材派遣

中小企業活性化協議会が有する再生支援のノウハウを地域に還元し、地域再生人材の育成や再生支援の質を向上させることを目的とした「トレーニー制度」を活用し、令和6年4月1日から9月30日までの半年間、同協議会へ職員1名を派遣しました。



～ 派遣職員からの感想 ～

協議会では金融機関出身者、弁護士等の方々と共に業務に従事してきました。自分とは異なる環境で様々な経験をされてきた方から、業務に対する姿勢や考え、事業者への接し方等、多くのことを学ばせてもらいました。再生支援に関する業務知識を得る以上に、自身の成長に繋がる貴重な経験をさせていただいたと思っています。

◆中堅行員向け保証業務Webセミナーを開催

保証付融資に従事する中堅の融資担当者を対象として、適切なリスクシェアを図ったうえでの保証推進をはじめ、当協会と連携した経営改善・再生支援や代位弁済の留意点についてご理解いただき、金融機関とのリレーションシップの強化を図るため、「中堅行員向け保証業務Webセミナー」を開催しました。

信用補完制度をはじめとする信用保証協会の概要について解説するとともに、経営者保証を不要とする保証制度やおすすめ制度について、積極的な活用を呼びかけました。

また、事業者のフェーズに応じた各種支援施策を案内するほか、事故報告書の受領から代位弁済までのフローや代位弁済請求時の注意点について説明しました。



◆TKC 徳島支部との勉強会を開催

勉強会では、早期改善計画策定支援（ポスコロ）等、令和6年度の各種経営支援施策について情報共有を行い、実務者レベルで理解を深めることができました。

また、当協会からは「保証料上乘せにより経営者保証を不要とする保証制度」について説明するとともに、事業者への周知をお願いしました。

最後に、各種経営支援施策を通じて地域経済の活性化に寄与するべく、今後も連携を深めていくことを確認しました。



組織体制の強化

◆プロジェクトチームの設置

経 営 支 援 強 化 チ ー ム	中小企業・小規模事業者の経営上の課題が多様化・複雑化するなかで、個々の事業者が置かれている状況やニーズを正確に把握するとともに、一歩先を見据えた経営改善支援の強化に努める。
危 機 管 理 体 制 強 化 チ ー ム	毎年のように発生する豪雨等の自然災害など、様々な危機事象に対して「どこまで自主的に考えて行動することができるのか」といった職員一人ひとりの危機対応能力や意識の向上を図り、事業継続計画（BCP）の実行力の向上に取り組むため、現場視点での各種対応マニュアルの点検や災害対応訓練への創意工夫を行う。
D X 推 進 強 化 チ ー ム	書類の電子化、Web会議の活用など業務のデジタル化を推進し、職員のアイデアを積極的に取り入れながら、事務の効率化等に向けた「業務改善」に努める。

◆若手職員能力底上塾の開講

将来を担う若手職員のレベルアップ・視野拡大を図り、様々な場面に適応できる人材を育成することを目的として「若手職員能力底上塾」を開講しました。

令和6年度は、受講対象者を入協3年目までの職員と入協4年目から10年未満の職員に分け、それぞれに合わせたカリキュラムを実施しました。

入協3年目までの職員には、保証協会職員として働く上で必要不可欠であるコンプライアンス遵守の重要性について理解を深め、立場にふさわしい行動規範を身に付けてもらうことを目的に、「コンプライアンス法令編」及び「コンプライアンス規定編」をテーマとした全2回の講義を行いました。

また、入協4年目以降の職員には、徳島県内の金融機関及び関係機関と合同で、「飲食業」に対する収益改善支援・再生施策を学ぶ研修を実施し、意見交換を通じて課題解決策を導き出すことで、新たな視点や知見を身に付けました。

さらに、「企業の実態把握」「業界の動向」「企業経営」などを学ぶことを目的に、2班に分かれて2つの企業様への視察を実施しました。



コンプライアンスに関する取組み

当協会は毎年、コンプライアンスプログラムを策定し、研修などを通じて継続的に実行改善することにより、コンプライアンスの徹底に取り組んでおります。

◆反社会的勢力への対応について内部研修を実施

徳島県警察本部刑事部捜査第二課総括情報官兼生活安全部生活安全企画課特殊詐欺対策官の牛田警視様を講師としてお招きし、「暴力団等の反社会的勢力への対応」について、全役職員を対象に内部研修を実施しました。

研修では、暴力団情勢や反社組織が大きく関わっている特殊詐欺の現状に加え、昨今激増している「匿名・流動型犯罪グループ」（通称トクリュウ）について解説いただくとともに、その手口の特徴や身近な被害防止対策についても詳しくご教示いただきました。



◆情報セキュリティ対策について内部研修を実施

徳島県警察本部警務部企画・サイバー警察局サイバー戦略推進課課長補佐（サイバー企画担当）の柘原勇人警部様を講師としてお招きし、「情報セキュリティ対策」について、全役職員を対象に内部研修を実施しました。

昨今、どのような犯罪もスマートフォンやパソコンを使って行われているため、サイバー犯罪がかなり身近で多様なものとなっており、徳島県内でも都市部と同様の被害に遭う恐れがあることについて解説いただいた後、インターネットバンキングに係る不正送金や、ランサムウェア、フィッシング詐欺等の実例を交えながら、被害に遭わないための留意点について詳しくご教示いただきました。



DX推進に関する取組み

◆電子受付システムの稼働開始

事業者や金融機関に対する利便性向上のため、金融機関との間で「信用保証協会電子受付システム」を利用した保証申込の電子受付を開始し、保証の申込みから融資実行までのリードタイムの短縮を実現しました。

今後もデジタル技術の活用により、業務効率化及び利用者の利便性向上を図るとともに、中小企業者へのサービスの充実に努めてまいります。

広報活動

保証協会の認知度向上のため、「顔の見える保証協会」としてマスメディアやSNSの活用、ホームページや広報誌の充実を図り、存在意義を広く理解していただくとともに、保証利用度の向上を図るため、様々な媒体を活用して情報発信に努めました。

◆広報物の発行

毎月1回、当協会の広報誌『保証月報』を発行し、金融機関や関係機関の皆さまに配布しました。

制度改正や統計データ等について、タイムリーかつ正確な情報提供を行うとともに、「顔の見える保証協会」として当協会の取組み内容や活動内容などを掲載し、皆さまに役立つ広報誌作成に努めています。

令和6年度も、「各部紹介」や「役職員リレー」など多数のトピックを掲載し、当協会の親しみやすさの向上に努めました。

また、保証月報以外にも、全国信用保証協会連合会と共同制作のポスター・パンフレット並びに『保証制度のご案内』、『ディスクロージャー2024』など、さまざまな広報物を作成しました。



保証月報



ディスクロージャー



保証制度のご案内

◆公式LINEアカウントの開設

公式LINEアカウントを開設しました。このアカウントでは、『保証月報』をはじめとする広報誌をいち早く配信するほか、当協会の取組みやイベント情報など、皆さまのお役に立つ情報を随時お届けしています。

当協会公式LINEの
QRコード



◆ノベルティグッズの作成

当協会の認知度を高め、親しみを持っていただくために、オリジナルノベルティグッズを作成しました。当協会職員がお客様や金融機関を始めとする関係機関へ訪問する際にお持ちさせていただくほか、セミナー・イベントなどで配布しました。

令和6年度は世界的にSDGs（持続可能な開発目標）への関心が高まっていることから、環境に配慮したノベルティグッズとして「紙製の折りたたみスマホスタンド」を作成いたしました。



折りたたむと
名刺サイズに
なり、持ち運び
しやすいです

紙製ながら
丈夫で安定感が
あります

オフィスや自宅はもちろん、旅行や出張の長距離移動など、様々なシーンで活用できます

折りたたみスマホスタンド



◆阿波おどりへの参加

保証協会の認知度向上、さらには地域貢献活動の一環として、徳島市で行われている阿波おどりに参加しました。

「徳島県信用保証協会 KIZUNA連」を結成し、例年ご協力いただいております有名連の「水玉連」と併せて総勢約100名の陣容で、「藍場浜」「両国本町」の2か所の演舞場に躍り込みました。

ぞめきのリズムが鳴り響く中、うちわ片手に豪快に踊る「男踊り」と編み笠をかぶりしなやかに踊る「女踊り」が一緒になり、声を掛けあい踊りの渦となって熱気あふれる演舞場を踊り抜きました。



◆徳島ビジネスチャレンジメッセへの出展

徳島県内外の企業などが最先端の技術や様々な商品・サービスをPRする「徳島ビジネスチャレンジメッセ2024」が、リアル会場とオンライン展示会を組み合わせたハイブリット方式で開催され、当協会も金融・ビジネスゾーンへ出展しました。

協会4階コミュニケーションスペースの「創業展示ブース」に出展されているお客様の商品やサービスを出張展示したところ、来訪者の皆様には熱心に展示品をご覧いただきました。

また、来訪者の方から、創業支援についてご質問もいただき、当協会の取組みについて知っていただく貴重な機会となりました。



◆マスメディアへの情報発信

保証協会の認知度・利用度を向上させるため、マスメディアに対して、当協会の事業実績や取組み等について、積極的に情報発信を行いました。

- 徳島新聞やニッキンなど、マスコミへの情報提供
- 四国放送の広告枠や徳島新聞の紙面広告

令和6年度の掲載実績
年間32回（※広告協賛を除く）

分野／社名	徳新	ニッキン	ほか	合計
保証	5	5	0	10
創業	8	5	1	14
代弁ほか	7	1	0	8
合計	20	11	1	32

マスコミ等掲載実績

■ コンプライアンス

当協会は、高い自己規律に基づき、社会からの揺るぎない信頼の確立に向けてコンプライアンスの実践に役職員一丸となって、積極的に取り組んでいます。

これを実践していくために、基本方針として「信用保証協会倫理憲章」を制定し、役職員の行動指針として「具体的行動規範」を策定しています。

信用保証協会倫理憲章



具体的行動規範

1. 法令・ルール等の遵守

2. 誠実な職務の遂行

3. 守秘義務の履行

4. 職務上の地位と関係者との付き合い

5. コンプライアンス関連事項への対応

6. 反社会的勢力（不当要求行為）との対決

7. 外部からの苦情・トラブルへの対応

8. 職場の秩序の維持

9. 違反行為の報告

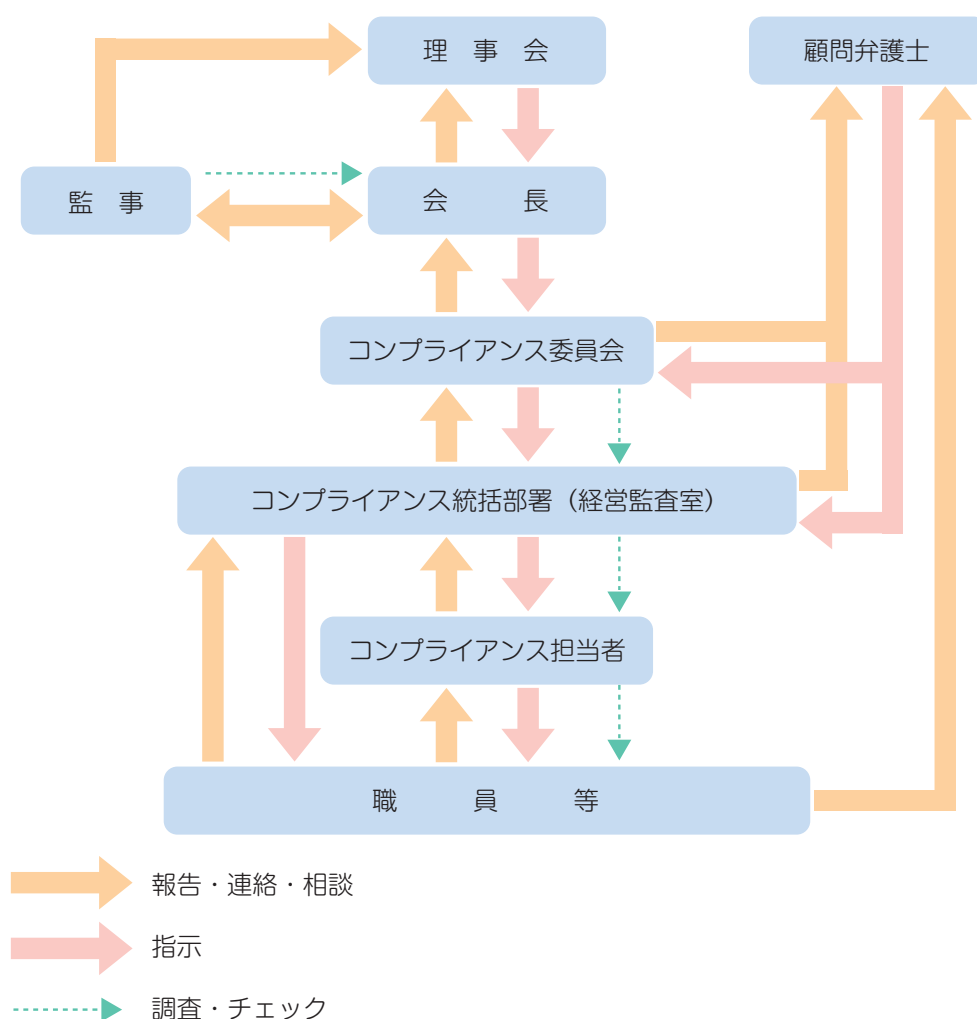
10. 懲 罰

コンプライアンスへの取組み

コンプライアンスについては、役職員全員の意識を高めるとともに、具体的な実践に結び付けることが重要と考え、次の取組みを行っています。

- コンプライアンスを推進し、コンプライアンス態勢の確立・維持を図るため「コンプライアンス委員会」を設置しています。
- 経営監査室をコンプライアンス統括部署と位置付け、「コンプライアンスマニュアル」の策定や整備を行っています。
- 具体的な行動計画を毎年策定し、遵守状況の把握、的確な評価などを行うため「コンプライアンスプログラム」を策定しています。

コンプライアンス組織体制図



反社会的勢力等の排除

当協会は、「徳島県信用保証協会倫理憲章」において反社会的勢力の排除を宣誓しているほか、信用保証協会委託契約書に反社会的勢力排除条項を設けるなど、反社会的勢力等の排除に向けて不断の取組みを行っています。

■ 個人情報保護

個人情報保護宣言

当協会は信用保証協会法（昭和28. 8. 10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- （1）当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- （2）取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- （3）取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- （4）お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5. 個人データの委託

- (1) 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- (2) 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- (1) 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- (2) 請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）ください。
- (3) 個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額（1件につき500円）をいただきます。

7. 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- (1) 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- (2) 上記6、7の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.（3）「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8. 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所：徳島市南末広町5番8－8号
部 署 名：経営監査室
電話番号：088－622－0251

■ 役 員 構 成

(令和7年8月20日現在)

職 名	氏 名	備 考
常 勤 理 事	黒 下 耕 司	会 長
	永 井 八 郎	専 務 理 事
	岡 田 徹	常 務 理 事
	工 藤 秀 文	理 事
非 常 勤 理 事	黄 田 隆 史	徳島県 経済産業部長
	遠 藤 彰 良	徳島県市長会 会長
	玉 井 孝 治	徳島県町村会 会長
	福 永 丈 久	株式会社阿波銀行 代表取締役頭取
	野 村 洋 二	株式会社四国銀行 常務執行役員徳島営業本部長
	板 東 豊 彦	株式会社徳島大正銀行 代表取締役頭取
	小 濱 一 夫	徳島信用金庫 理事長
	阿 部 和 英	徳島県商工会議所連合会 会長
	布 川 徹	徳島県中小企業団体中央会 会長
	岡 本 富 治	徳島県商工会連合会 会長
	板 東 安 彦	公益財団法人とくしま産業振興機構 理事長
	林 香与子	徳島県経営者協会 会長
	三 木 康 弘	一般社団法人徳島経済同友会 代表幹事
	湯 浅 恭 介	一般社団法人徳島県トラック協会 会長
常 勤 監 事	笠 井 雅 宏	徳島県信用保証協会
非 常 勤 監 事	大 寺 健 司	公認会計士
	殿 崎 正 芳	四国大学 経営情報学部教授
非 常 勤 顧 問	中 原 伸	日本銀行 徳島事務所長



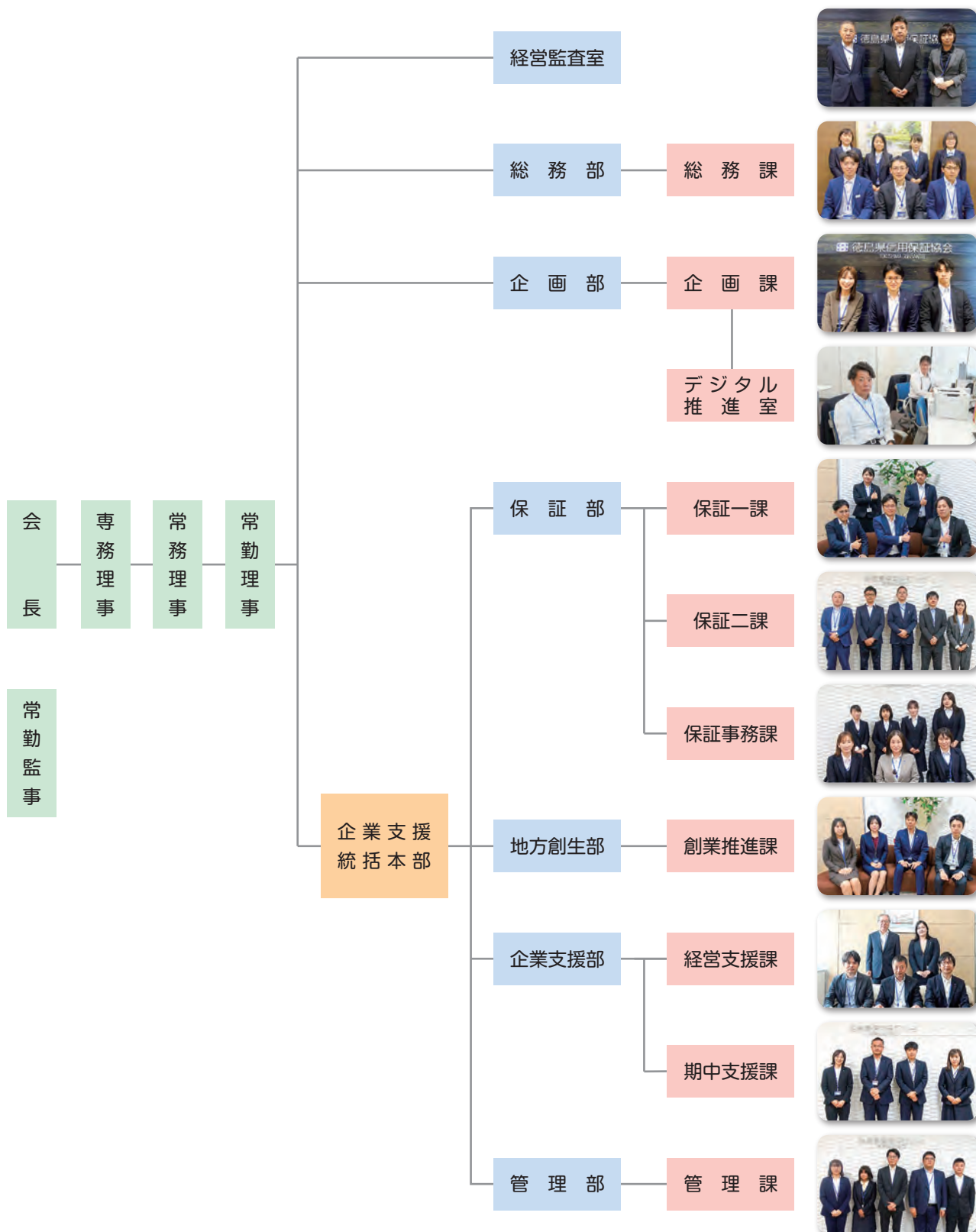
徳島県信用保証協会常勤役員

後列左から：笠井常勤監事、工藤常勤理事

前列左から：岡田常務理事、黒下会長、永井専務理事

■ 機構組織図

(令和7年4月1日現在)



■ 事務お問い合わせ

部 署 名		電 話	F A X	業 務 内 容
経営監査室		(088)622-0251		検査・監査に関する事項、コンプライアンスに関する事項、反社会的勢力への対応、危機管理に関する事項、お客様相談窓口等
総 務 部	総 務 課	(088)622-0217	(088)623-7633	定款の制定、改廃、予算及び決算、人事、給与、経理、資金運用、庶務、研修、他課の所管に属さない事項等
企 画 部	企 画 課	(088)622-0240		事業計画、業務運営企画、業務推進統括、保証制度、広報、業務統計等
	デジタル推進室	(088)622-3298		電算システム等
保 証 部	保 証 一 課	(088)622-0248	(088)623-7632 (088)656-8706	保証申込（条件変更）調査審査、金融相談、保証推進等
	保 証 二 課	(088)622-0247		受付、財務、保証書発行、保証料、担保、貸付・償還報告、団信等
	保証事務課	(088)622-0210		創業相談、創業保証申込調査審査、経営支援、創業セミナー開催等
地方創生部	創業推進課	(088)622-0254		
企業支援部	経営支援課	(088)622-3419		経営支援、経営相談・再生支援に係る調査審査等
		(088)622-8535		
	期中支援課	(088)622-0219		事故報告・期中管理、代位弁済、保険金請求・受領等
管 理 部	管 理 課	(088)622-0252	(088)623-9030	求償権の管理回収等

■ 業務担当区域

(県内全域)

- 地方創生部 創業推進課
- 企業支援部 経営支援課

● 保証部 保証一課

- ・ 徳島市（北西部）
- ・ 鳴門市
- ・ 吉野川市
- ・ 美馬市
- ・ 三好市
- ・ 阿波市
- ・ 名西郡
- ・ 美馬郡
- ・ 三好郡
- ・ 板野郡

● 保証部 保証二課

- ・ 徳島市（南東部）
- ・ 小松島市
- ・ 阿南市
- ・ 名東郡
- ・ 勝浦郡
- ・ 那賀郡
- ・ 海部郡

保証一課

保証二課

資 料 編

※各項目の合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

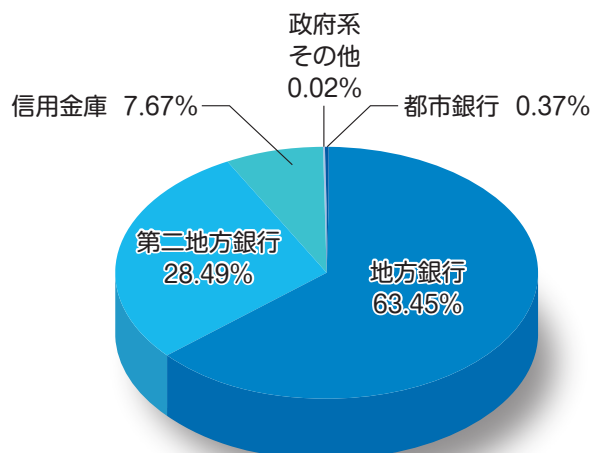
■ 信用保証実績

金融機関群別保証状況（令和6年度）

保証承諾

（単位：百万円、％）

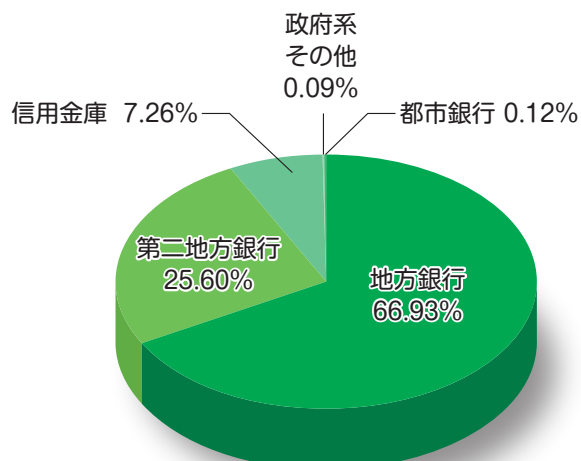
	件 数	金 額	構成比
都 市 銀 行	2	210	0.37
地 方 銀 行	3,541	36,311	63.45
第二地方銀行	1,381	16,304	28.49
信 用 金 庫	809	4,392	7.67
政府系その他	2	10	0.02
合 計	5,735	57,227	100.00



保証債務残高

（単位：百万円、％）

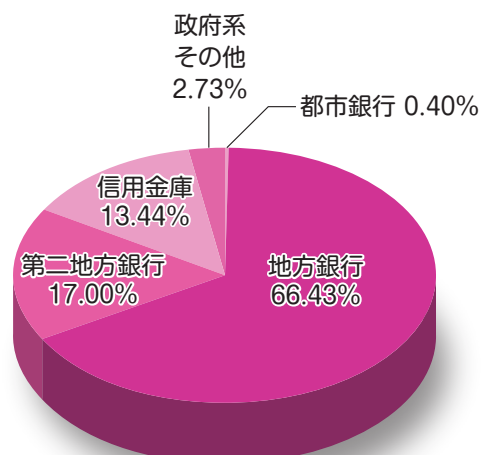
	件 数	金 額	構成比
都 市 銀 行	9	295	0.12
地 方 銀 行	12,212	158,171	66.93
第二地方銀行	5,228	60,504	25.60
信 用 金 庫	2,785	17,159	7.26
政府系その他	36	204	0.09
合 計	20,270	236,333	100.00



代位弁済（元利計）

（単位：百万円、％）

	件 数	金 額	構成比
都 市 銀 行	1	10	0.40
地 方 銀 行	166	1,608	66.43
第二地方銀行	63	411	17.00
信 用 金 庫	73	325	13.44
政府系その他	5	66	2.73
合 計	308	2,421	100.00

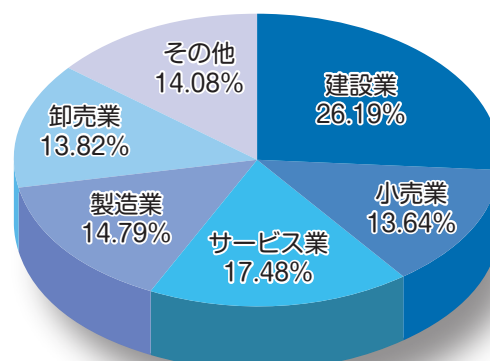


業種別保証状況（令和6年度）

保証承諾

（単位：百万円、％）

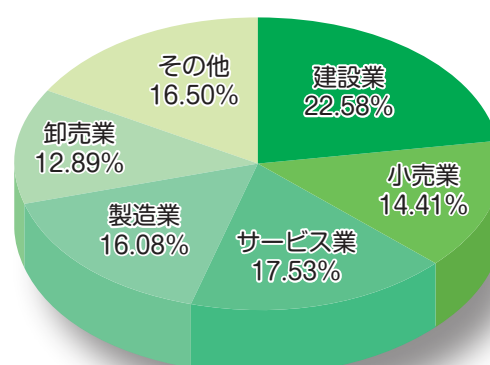
	件数	金額	構成比
建設業	1,606	14,985	26.19
小売業	947	7,807	13.64
サービス業	1,038	10,005	17.48
製造業	721	8,466	14.79
卸売業	613	7,907	13.82
その他	810	8,057	14.08
合計	5,735	57,227	100.00



保証債務残高

（単位：百万円、％）

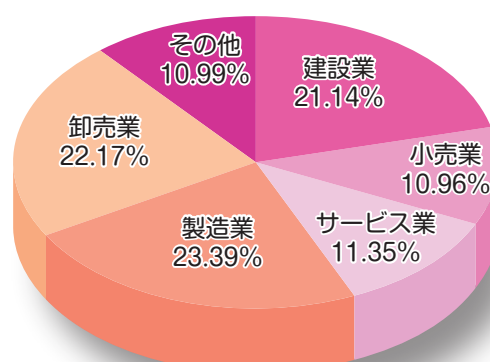
	件数	金額	構成比
建設業	4,818	53,374	22.58
小売業	3,280	34,061	14.41
サービス業	3,952	41,432	17.53
製造業	2,636	38,000	16.08
卸売業	1,897	30,474	12.89
その他	3,687	38,992	16.50
合計	20,270	236,333	100.00



代位弁済（元利計）

（単位：百万円、％）

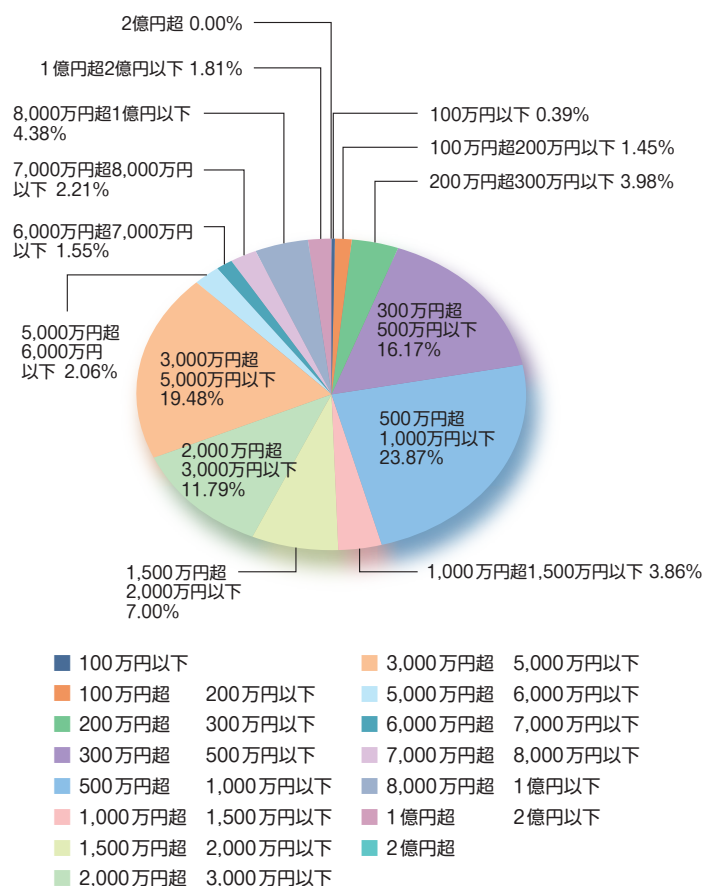
	件数	金額	構成比
建設業	77	512	21.14
小売業	43	265	10.96
サービス業	42	275	11.35
製造業	62	566	23.39
卸売業	50	537	22.17
その他	34	266	10.99
合計	308	2,421	100.00



金額別保証承諾（令和6年度）

（単位：円）

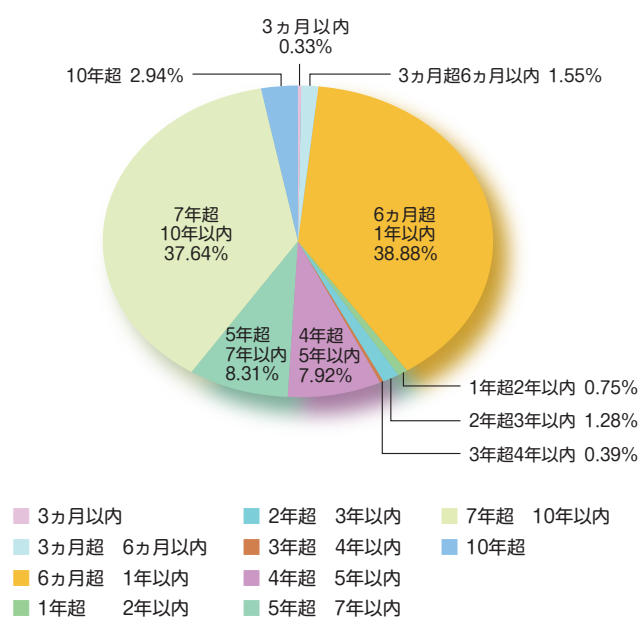
区 分	件 数	金 額
100 万円以下	229	222,515,000
100 万円超 200 万円以下	444	829,470,000
200 万円超 300 万円以下	779	2,275,582,000
300 万円超 500 万円以下	1,904	9,255,343,500
500 万円超 1,000 万円以下	1,445	13,661,835,000
1,000 万円超 1,500 万円以下	159	2,208,794,000
1,500 万円超 2,000 万円以下	207	4,008,019,000
2,000 万円超 3,000 万円以下	244	6,744,735,000
3,000 万円超 5,000 万円以下	243	11,147,343,000
5,000 万円超 6,000 万円以下	20	1,180,000,000
6,000 万円超 7,000 万円以下	13	887,000,000
7,000 万円超 8,000 万円以下	16	1,262,000,000
8,000 万円超 1 億円以下	26	2,509,000,000
1 億円超 2 億円以下	6	1,035,000,000
2 億円超	0	0
合 計	5,735	57,226,636,500



期間別保証承諾（令和6年度）

（単位：円）

区 分	件 数	金 額
3 ヶ月以内	26	187,000,000
3 ヶ月超 6 ヶ月以内	116	888,730,000
6 ヶ月超 1 年以内	3,417	22,248,863,000
1 年超 2 年以内	45	430,473,000
2 年超 3 年以内	60	734,570,000
3 年超 4 年以内	35	225,905,000
4 年超 5 年以内	392	4,531,527,000
5 年超 7 年以内	558	4,754,887,000
7 年超 10 年以内	1,019	21,540,951,500
10 年超	67	1,683,730,000
合 計	5,735	57,226,636,500



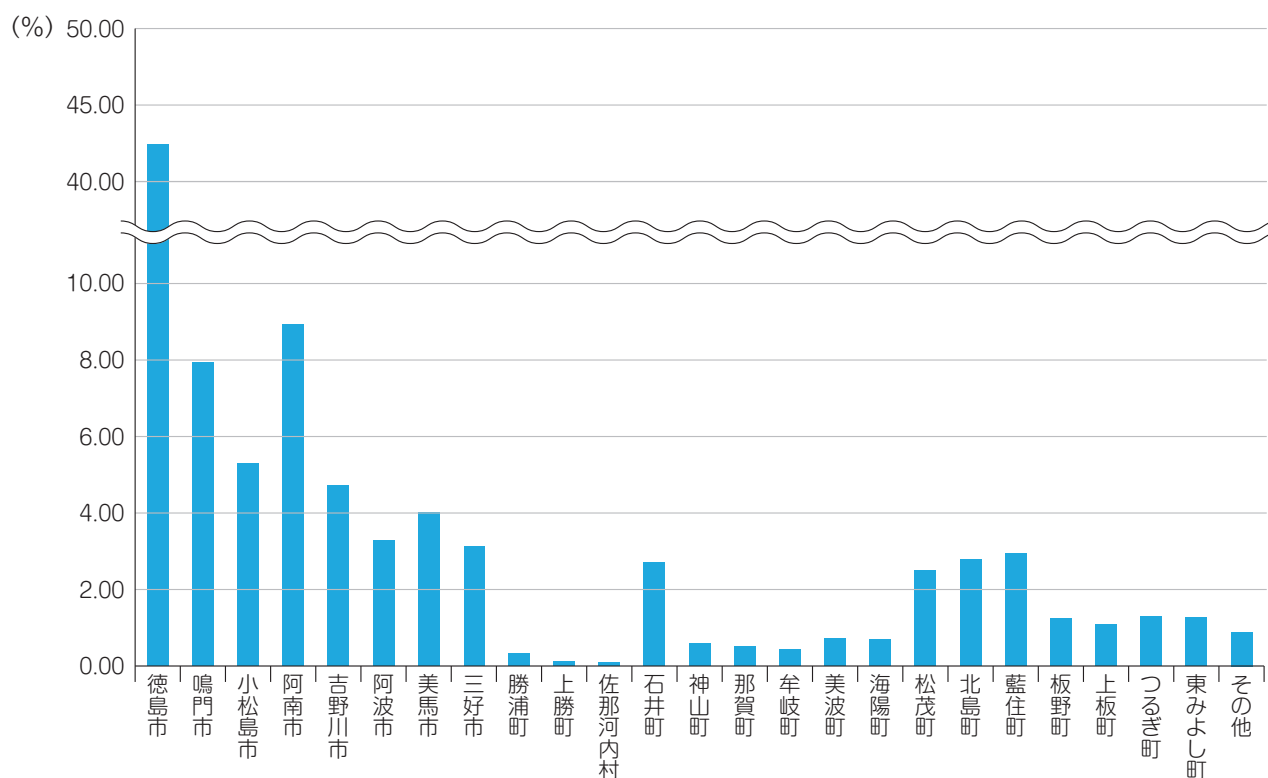
市町村別保証状況（令和6年度）

保証実績

（単位：千円、％）

当年度中保証				区分	保証債務残高			
件数	金額	構成比	前年比		件数	金額	構成比	前年比
2,317	24,173,594	42.24	51.11	徳島市	8,560	103,600,142	43.84	96.65
456	4,555,339	7.96	63.92	鳴門市	1,458	16,615,116	7.03	97.91
267	3,042,400	5.32	48.68	小松島市	905	11,607,313	4.91	99.08
487	5,115,613	8.94	46.28	阿南市	1,741	20,979,488	8.88	97.21
304	2,705,200	4.73	50.22	吉野川市	989	10,839,148	4.59	97.11
223	1,874,142	3.27	44.45	阿波市	821	8,661,400	3.66	94.59
268	2,321,052	4.06	60.23	美馬市	763	7,757,394	3.28	101.22
197	1,808,086	3.16	56.26	三好市	709	8,696,765	3.68	96.92
25	159,700	0.28	27.63	勝浦町	121	1,244,487	0.53	91.88
10	58,000	0.10	70.30	上勝町	32	267,653	0.11	105.97
8	47,000	0.08	27.18	佐那河内村	42	316,726	0.13	97.59
176	1,526,940	2.67	45.73	石井町	561	6,160,601	2.61	99.78
35	356,180	0.62	67.71	神山町	91	923,073	0.39	95.57
40	306,700	0.54	106.23	那賀町	109	1,205,814	0.51	97.42
21	244,500	0.43	84.02	牟岐町	73	649,771	0.27	103.81
48	421,323	0.74	59.74	美波町	180	1,780,707	0.75	94.79
40	414,400	0.72	92.13	海陽町	209	1,875,590	0.79	93.77
118	1,464,600	2.56	73.32	松茂町	472	5,464,230	2.31	99.91
153	1,598,650	2.79	49.59	北島町	507	6,399,553	2.71	100.76
205	1,679,628	2.94	61.09	藍住町	783	7,896,739	3.34	97.80
78	704,790	1.23	45.74	板野町	288	3,264,827	1.38	97.09
73	617,400	1.08	54.78	上板町	252	2,834,590	1.20	99.31
66	767,400	1.34	114.57	つるぎ町	195	2,252,719	0.95	105.38
89	761,500	1.33	77.92	東みよし町	305	2,996,122	1.27	98.55
31	502,500	0.88	89.37	その他	104	2,043,262	0.86	116.17
5,735	57,226,637	100.00	53.15	合計	20,270	236,333,230	100.00	97.55

保証承諾（構成比）

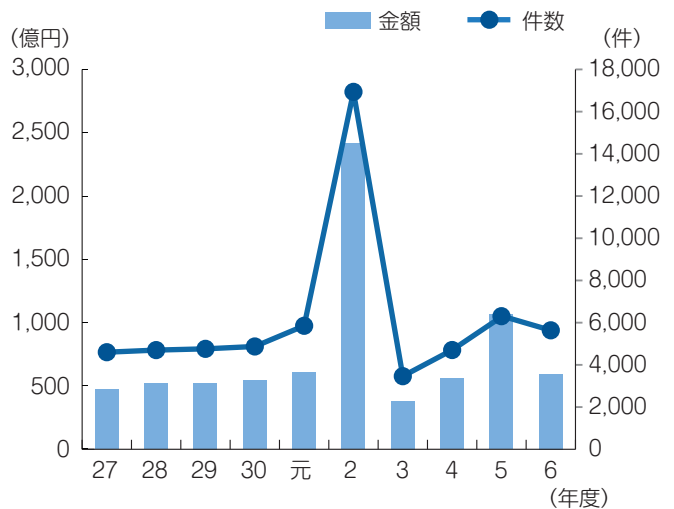


信用保証の実績推移

保証承諾

(単位：百万円、%)

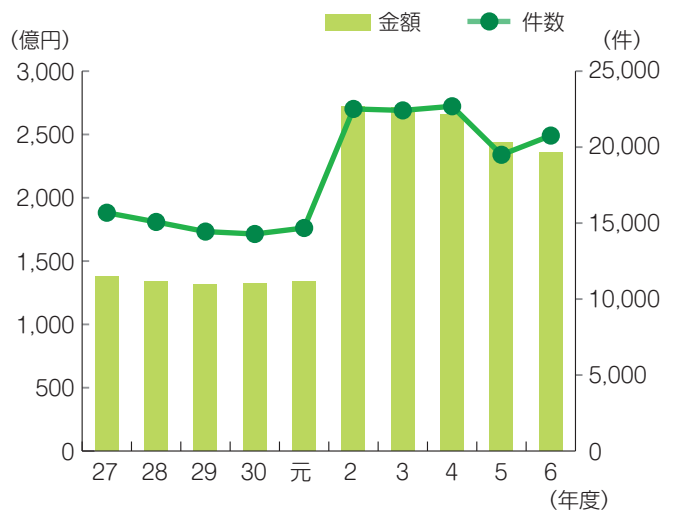
	件数	金額	前年比
平成27年度	4,615	48,424	111.52
平成28年度	4,697	51,754	106.88
平成29年度	4,749	51,849	100.18
平成30年度	4,886	53,361	102.92
令和元年度	5,853	60,370	113.14
令和2年度	16,939	240,882	399.01
令和3年度	3,897	47,277	19.63
令和4年度	4,661	56,154	118.78
令和5年度	6,324	107,677	191.75
令和6年度	5,735	57,227	53.15



保証債務残高

(単位：百万円、%)

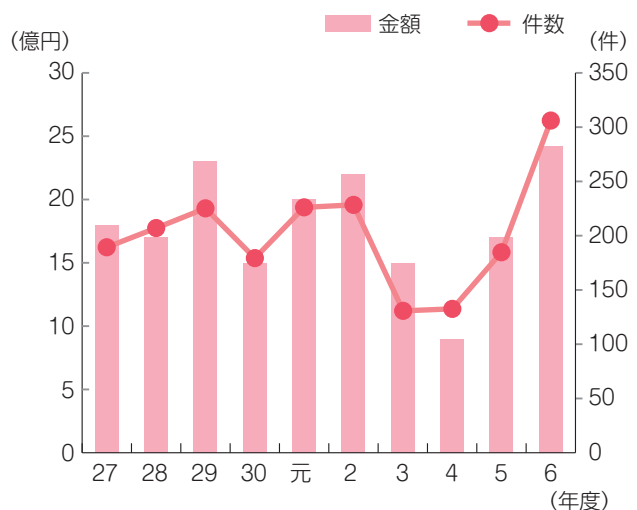
	件数	金額	前年比
平成27年度	15,867	138,657	97.12
平成28年度	15,056	134,081	96.70
平成29年度	14,405	130,982	97.69
平成30年度	14,215	131,066	100.06
令和元年度	14,854	134,082	102.30
令和2年度	22,698	272,243	203.04
令和3年度	22,648	271,124	99.59
令和4年度	22,863	265,760	98.02
令和5年度	19,406	242,275	91.16
令和6年度	20,270	236,333	97.55



代位弁済 (元利計)

(単位：百万円、%)

	件数	金額	前年比
平成27年度	195	1,751	91.67
平成28年度	212	1,685	96.25
平成29年度	231	2,293	136.11
平成30年度	185	1,493	65.13
令和元年度	232	2,009	134.51
令和2年度	235	2,221	110.56
令和3年度	133	1,475	66.42
令和4年度	137	937	63.51
令和5年度	190	1,667	177.91
令和6年度	308	2,421	145.23

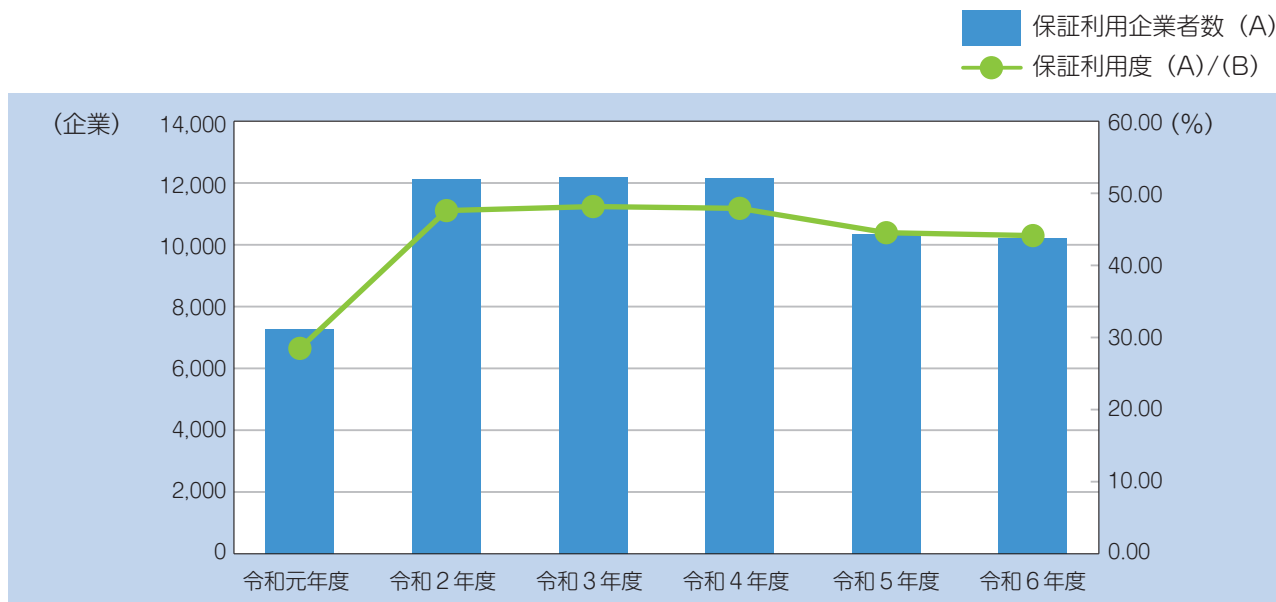


保証利用度の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保証利用企業者数 (A)	7,245	12,107	12,201	12,147	10,348	10,248
中 小 企 業 者 数 (B)	25,345	25,345	25,345	25,345	23,237	23,237
保証利用度 (A) / (B)	28.59%	47.77%	48.14%	47.93%	44.53%	44.10%

※中小企業者数：中小企業白書付属統計資料より

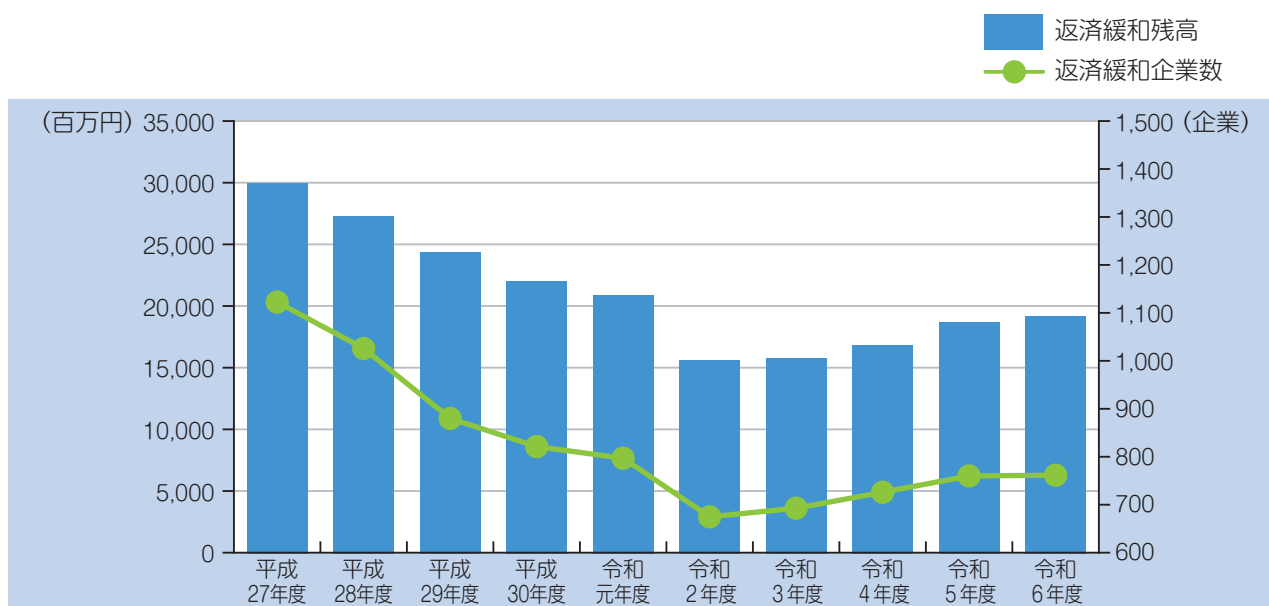
※県内中小企業者数は「中小企業白書」（中小企業庁）により、数年ごとの調査となっています。



返済緩和状況の推移

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
返済緩和企業数	1,123	1,024	887	824	799	674	693	727	760	763
返済緩和残高	30,139	27,352	24,305	22,256	20,920	15,792	15,875	16,868	18,850	19,140



ACCESS



■交通のご案内

JR徳島駅前から徳島市バス6番のりば「東部循環線」バス乗車「東部県土整備局前」下車 徒歩3分

■徳島経済産業会館敷地内に52台分の無料駐車場があります。

令和7年 9月発行



TOKUSHIMA GUARANTEE
徳島県信用保証協会

企画部 企画課

〒770-0865 徳島市南末広町5番8-8号
(徳島経済産業会館 KIZUNAプラザ)
Tel 088-622-0240
Fax 088-623-7633
<https://www.cgc-tokushima.or.jp/>

